

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成28年12月7日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	藤田尚美君
2番	秋山泉君
3番	尾野政子君
4番	伊藤裕一君
5番	長田麻美君
6番	山本伸子君
7番	杉森弘之君
8番	須藤京子君
9番	黒木のぶ子君
10番	甲斐徳之助君
11番	池辺己実夫君
12番	守屋常雄君
13番	市川圭一君
14番	小松崎伸君
15番	石原幸雄君
16番	遠藤憲子君
17番	鈴木かずみ君
18番	利根川英雄君
19番	山越守君
20番	板倉香君
21番	柳井哲也君
22番	中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
会 計 管 理 者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環 境 部 次 長	梶 由紀夫 君
経 済 部 次 長	小 川 茂 生 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君
書 記	飯 村 彰 君

平成28年第4回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成28年12月7日（水）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（市川圭一君） 初めに、6番山本伸子君。

〔6番山本伸子君登壇〕

○6番（山本伸子君） 皆様、おはようございます。2日目のトップバッター山本伸子でございます。今回は、男女共同参画の視点から大きく2点質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

先月、私が所属する市民活動団体で、埼玉県戸田市にある上戸田地域交流センターの視察に行っていました。ここは男女共同参画機能を初め、図書館、高齢者サロン、音楽室、キッチンスタジオ、学習室、体育室などもある複合施設として設計されており、子供から高齢者まで、地域の交流の場として市民に利用されておりました。センターができる前は公民館があったそうですが、老朽化したことで建てかえることになり、その際に、やはり老朽化していた婦人勤労センターとあわせ複合施設として開館したということです。

さまざまな目的で集まった人たちに男女共同参画の意味するところを理解してもらうための仕掛けづくりが館内のあちらこちらにあり、幅広い市民に男女共同参画の意識を広げるといふ複合施設ならではの取り組みが新鮮に映りました。「我がまち牛久にもこういった広い世代の人たちが交流できる複合的な施設がイズミヤの跡にできるといいですね」などと語り合いながら戸田市を後にしました。

さて、昨年8月に国が全自治体に義務づけた特定事業主共同計画を牛久市では平成28年4月に策定しております。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づいて策定するものですが、牛久市の場合、その副題として「牛久市職員のための仕事と家庭の両立支援計

画」と独自のネーミングをつけているようです。他の自治体を見ますと、「女性職員活躍推進プラン」とか、「女性が活躍する職場づくりプログラム」とか、女性に焦点を当てた計画として副題をつけているものが多いようですが、牛久市の場合、女性だけに特定せず、男性も含めた職員全てを対象にし、仕事と家庭の両立の推進に組織全体で取り組むという意気込みがこの副題から伝わってくるもので、私は大変心強く思った次第です。

女性が活躍するためには、男性の働き方の転換や改革、つまり労働時間の問題の解決なくしては難しいと言われています。女性が今まで担ってきた子育てや介護などの家庭生活全般をそのままに、社会に出て経済活動に参加することは、幾ら施設や制度が整ったところで、男性の家庭生活への参加がなければ成り立ちません。男性の労働時間国際比較からもわかるように、日本男性は労働時間が最も長く、それゆえに男性の家事、育児などへの参加時間が少なく、いかにその時間を削り出すが今後の少子化対策にも影響してくると言われております。

職員の皆さんが、市勢の発展に寄与するため日々仕事に取り組んでいるとともに、一方では、一人一人が地域社会の構成員であり、家庭での生活者でもある。その体験こそが市民サービスの向上につながることを理解し、この特定事業主行動計画が実現するよう期待したいところで。そこで、この計画の中の数値目標の達成状況等について、何点かお聞きいたします。

まずは、計画の推進体制とその社内への周知、外部への公表についてお聞きいたします。

計画には、推進体制は人事課となっておりますが、男女それぞれ何名で組織されているのでしょうか。計画の推進のためには男女同じ比率の構成が望ましいとも思われますし、実際、そのように各部署から同数の女性職員を選び推進委員会を組織している自治体もあります。また、行動計画の目標達成に向けて組織全体で取り組んでいくためには職員への周知が必要ですが、どのようにされているのでしょうか。

同じく、外部への公表としては、牛久市のホームページに掲載されていましたが、内閣府の女性活躍推進法「見える化」サイトへの掲載情報はごく一部のみになっているようで、他の市町村と比べるといささか不十分である印象を受けました。

この内閣府の女性の活躍「見える化」サイトは、企業や自治体における女性の活躍を推進していくために現状を投資家、消費者、就活中の学生などから見えるようにし、自主的な取り組みが波及していくような仕組みとして内閣府が設置したもので、企業と自治体とが別々に掲載されております。

私は、今回の特定事業主行動計画の最も特徴的なことは、数値目標や取り組み内容を公表し見える化したことだと思っています。とかく、男女共同参画の推進といっても、目に見えにくく、その推進状況が捉えにくいものです。しかし、具体的な数字を公表することで、他の自治体と比較して推進状況を把握できること。特に、さきにも述べましたが、就活中の学生が男性

も女性も働きやすい職場を選ぶ手段としてこのサイトを役立てることを考えると、女性の活躍に関する情報を公表することで、優秀な人材の確保にもつながると言えましょう。選んでもらえるための手段としての外部への公表のあり方をどのように捉えているか、お伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 平成２８年４月に策定をいたしました特定事業主行動計画の推進事務局は総務部人事課が担当しており、男性４名、女性４名の体制となっております。

職員に対しましては、行動計画の目標達成に向けて、全体で取り組むために「牛久市職員のための子育て応援ハンドブック」を作成いたしまして、計画の推進を職場全体で取り組めるよう、庁内メール等で周知を図っております。

また、日ごろ、職員からの出産や子育ての相談の際にも計画の趣旨や子育て支援制度について積極的に情報提供するなど、計画の推進を図っているところでございます。

外部への公表につきましては、女性の職業選択に資するためにも、行動計画の取り組みや目標数値について、女性活躍推進法見える化サイトや市のホームページの公表情報の拡充に努めてまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○６番（山本伸子君） 職員の周知方法として、「子育て応援ハンドブック」をつくっているということだったのですが、私も最近拝見させていただきました。大変細かく、手続や制度について中身が書いてあって、手続方法も詳しく書いてあるのを見まして、本当に使う人の立場に立ってつくられているなと思って感心いたしました。

このハンドブックを使って、実際、その効果というか、職員からの反応というものがありましたらお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 実際、子育てハンドブック、私ももちろん担当として読んでおりますけれども、そういった職員の出産、あるいは奥さんの出産等の届け出が出た際に、そのハンドブックを見て、内容的にどういった休暇制度があるのか、そういったことで実際に子の養育休暇などをとっている職員が数名おります。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○６番（山本伸子君） それでは、次に、具体的な取り組みの内容から幾つか伺います。

まず１つ目は、男性職員の妻の出産のための休暇取得についてです。この休暇取得率の実績は、平成２７年度は７５％となっており、５年後の目標は１００％となっています。この数字は休暇取得対象者の数に対してどれだけの人が取得したのかという数字ですが、休暇取得対象者の把握、その対象者に休暇の取得を指導するためにどのような取り組みをしているので

しょうか。

県では、男性職員が計画的に休暇を取得しやすい環境づくりを進めるため、男性職員から子供が生まれる報告を受けた所属課では、その職員の子育て計画表の作成に取り組んでいます。牛久市では、そのような計画的な取り組みなどは行われているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 特定事業主行動計画の数値目標でもありますこの取り組みでございますが、休暇を取得する職員本人だけでなく、その職場環境が休暇の取得に大きく影響してくることから、子育て応援ハンドブックを用いて、妻の出産のための休暇制度を広く周知し、男性職員が計画的に休暇を取得しやすいよう取り組みを進めております。

職員に子供が生まれた際には、扶養の認定などの各種手続や届け出が発生いたしますので、人事担当が対象者の情報を把握いたしまして、休暇制度の説明を行い、各課におきましては、スムーズに休暇の申請が行われるよう、所属長を中心にしまして休暇等を取得しやすい環境づくりに努めております。

また、子育て計画表などは実際には作成はしておりませんが、県の計画等を参考にいたしまして、作成について検討していきたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは、2つ目は、育児休業取得率についてです。

女性職員の取得率は100%ですが、男性職員はゼロ%が続いています。5年後の目標は、女性職員が100%を維持することと、男性職員は取得率の向上を目指すとなっています。

ところで、育児休暇取得の対象となる男性の職員が休暇を取得していない理由の調査などは行ったのでしょうか。男性職員の取得率を向上させるためには、取得していない理由を聞いて、その解決のための課題を探らなければならないと考えます。おおよそ、育児休暇がとりにくい環境としては、休んでいる間の仕事のことで職場に迷惑をかけるからという理由が多いのですが、そういった職場環境、風土を変えていくことがこの計画が実のあるものになるかどうかの一つのキーポイント、つまり鍵であると思っています。

子供を産んで育てることが社会のためでもあり、その子供が将来の私たちの暮らしにもかかわってくるのですから、そのためには進んで育児に男性も参加することを応援するような職場環境であるべきだと考えます。

具体的に男性の育児休暇取得の向上を目指すために、どのような取り組みを推進していくのかをお示しいただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 休暇の取得対象となります男性職員に対しまして、休暇を取得し

ていない理由の調査につきましては実施はしておりませんが、育児休業の取得向上には、安心して育児休業を取得することができる環境整備が必要であると考えております。男性が進んで育児に参画できるよう育児休業を取得しやすい職場環境に改善していくとともに、制度のさらなる周知をして男性の育児休業の取得率向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 根本市長は、今後、職員数を適正な人数に戻すということで、今、行財政改革委員会、そちらでもたしか見直しが行われていると伺っております。また、事業の安定した継続性ということからも、これからは若い人たちを採用して育てていくということになるかと思います。それは結局、育児休暇を取得する、その対象者がふえるということでもありますので、なお一層きめ細やかに真剣に対応していただきたいと思います。

では、3つ目です。超過勤務の縮減のための取り組みについてです。

縮減に向けての意識啓発とありますが、その中身は、「各職場においては、超過勤務縮減のための業務の改善や見直しを進めます」というものと、「人事課は、超過勤務の多い職場について管理職員からヒアリングを行い、超過勤務の実態に関する認識の徹底と改善を促します」となっています。

長時間労働を改善することは、男女双方の職員の働き方を改革し、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには不可欠です。そのためにも長時間労働を改善するための超過勤務の管理が大切になってきますが、この計画の中には具体的な数字が出ていないため、何を根拠に業務の改善や見直しを行っていくのが計画からは見えません。

厚生労働省のガイドブックには、長時間労働の判断の目安として、残業時間が平均で45時間を上回っている月がある場合となっています。ですので、例えば月に45時間以上の職員の割合が現在どれぐらいあり、それをどの程度まで減らすとか、または、月平均の超過勤務時間は何時間で、それを何時間まで減らすなど、具体的な数字での現状の把握と、それに対する目標の設定が必要だと思いますが、その点はどのように推進していくのか、お考えを伺います。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 時間外勤務は、各職場の状況によりまして管理職の勤務命令により行われるものでございますが、恒常的に時間外勤務が続いている職場や一部の職員に負担がかかっている職場につきましては、実態の把握に努めまして、同じグループ内、課内、また部内において人を流動させるなどの協力を求めていくなどの取り組みを行っております。今後も取り組みを推進し、ワーク・ライフ・バランスにつながる時間外勤務の縮減に取り組んでまいります。

また、時間外勤務の削減目標の設定につきましては、早期に設定できるよう、今後、検討し

てまいりたいと思います。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは、最後に、管理的地位にある職員に占める女性の割合が計画の中に載っています。現状では、女性職員の割合は約20%となっておりますが、女性管理職の役職段階ごとの割合はどのようになっているのでしょうか。また、その数字から読み取れる課題をどう捉えているか伺います。

ある新聞記事のアンケートからは、役職についていない女性の7割が昇進を望んでおらず、望まない理由は、責任が重くなる、精神的な負荷が高くなるというものです。それゆえ、仕事と家庭生活との両立の負担感や不安感を払拭し、キャリアを具体的に考えることができる支援が必要です。

そのための研修などの実施が取り組みとしてありますが、どのような研修が行われているのか、あわせてお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 役職段階ごとの女性管理職の割合でございますが、部長・次長につきましてはゼロ%、課長等14.2%、課長等補佐21.8%、保育園長100%となっており、役職が上がるごとに女性の割合が減少をしております。今後の課題といたしまして、女性職員の管理職への意欲の向上を目指し、仕事と家庭が両立できるよう支援を進めてまいりたいと考えております。

また、女性職員のキャリアアップ支援の取り組みといたしまして、今年度は、茨城県自治研修所での集合研修、女性リーダー育成研修に2名の職員を派遣しております。研修につきましては、女性職員のさらなるマネジメント能力やリーダーシップの向上、キャリアアップのための課題の認識など、さまざまな観点から物事を考える視野を養う趣旨の研修となります。女性職員の組織への貢献意欲や昇進意欲が高まるよう、今後もこのようなキャリアアップ支援を積極的に行ってまいります。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 役職段階ごとの割合から、課長クラスが大体14%、部長・次長クラスがゼロ%、今お見受けしても女性の方がお一人いらっしゃるだけなので、やはりそういうことでは、上のほうに行くほど人が、つまり女性の方が少ないという現状はわかりました。

ちなみに、アメリカや日本でも女性の活躍に向けて先進的に取り組んでいる企業では、上の役職に行く能力のある人を一定割合選んで、重要な仕事を経験させたり、指導者をつけたりして、徹底的にトレーニングするそうです。自然に上がってくるのを待つのではなく、選抜して育てる仕組みが必要だということです。

一昨日、ちょうど日経の新聞にも印象深い言葉が載っていました。これは女性の活躍先進企業のリーダーの方たちの対談なんですけれども、その中で、東京海上日動火災保険の人事企画部長の言葉です。「我が社では、女性に「期待して」、「鍛え」、「機会を与える」、3つのKを徹底している」。なかなか言い得て妙な言葉ではないでしょうか。

さきの御答弁では女性の管理職研修も行われているということですが、研修ももちろんですが、女性の管理職をふやすためには、女性職員が仕事と家庭の両立のため昇進を諦めることがないようなフォローが重要です。そのためにはロールモデルとなる人材の育成や女性先輩職員がサポートをするメンター制度などが将来的には考えられるでしょうが、そこまではまだ遠い道のりとも思います。まずは、女性管理職がお互いの立場を越えて女性特有の問題や課題について話し合う場をつくることから始めるのが一歩だとも言えましょう。

一般事業者を率先垂範する観点からも、特定事業主行動計画の実現に向けて取り組みを進めることが、結果として能率的な公務の運営になり市民サービスの向上につながるということを、職員のみならず、市民も共通理解をし、着実に支援が進んでいくよう期待いたします。

次に、大きな2点目です。

男女共同参画の視点で考える防災対策から避難所運営までについて質問いたします。

まず初めに、災害にかかわる人や地域防災会議への女性の参画についてお尋ねいたします。牛久市防災会議条例によりますと、会議の委員は県知事の外部組織委員や指定公共機関などの職員、市の内部職員などと決まっています、いわゆる組織の長となっている方で構成されていますので、平成27年度の名簿では34名全員が男性となっています。しかし、牛久市の地域防災計画には、防災会議委員を、東日本大震災の教訓を踏まえ、女性からの意見を反映させるための選任をするとも記載されています。組織の長となっている方に女性がいなのは仕方のないことかもしれませんが、それ以外でその他市長が特に必要と認める者として、市長が委員を選出することができるようになっています。今はこの委員として陸上自衛隊、商工会、建設業協会、農協、防災会などの組織の方が入っていますが、例えば女性の意見を反映させるためには、この中に保健師、介護士、看護師、栄養士、また障害者の支援をしている人たちなど、いざ災害が起きたときに弱者となりがちの人たちの支援ができる人を入れるべきだと考えます。

過去の災害からも女性や高齢者、障害者の方たちへの支援がおくれがちであったと言われています。そのようなことがないように、当事者の意見を反映し、男女共同参画の視点からの防災体制を整備することが必要であると思います。また、防災や復興において、女性を主体的な担い手として位置づけるためには、自主防災組織などのリーダーに女性をふやす取り組みも大切なことだと考えます。

東日本大震災で、災害がもたらす被害が男女で異なることを痛感した女性たちが女性の防災

リーダーの必要性を感じ、市役所に掛け合い女性リーダー養成講座の開催にこぎ着けたという新聞記事もありました。比較的、地域内にいることが多い女性が防災リーダーとして機能するために、その育成が望まれます。

地域防災会議への女性の参画と女性防災リーダーの育成について、御見解をお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 防災会議の委員につきましては、県の関係機関の職員や市の職員、公共機関の職員などを委員として委嘱することを牛久市防災会議条例で定めております。第3条第5項第9号では、「その他市長が特に必要と認める者」として委員を選任できることになっており、今年度より牛久市赤十字奉仕団委員長を女性委員として選任委嘱しております。これにより女性委員は茨城県県南県民センター長との2名となっております。

防災会議の委員は、現在34名となっておりますが、委員の定数につきましては、条例に定めがありませんので、選任する職種による女性委員の登用につきましても調査研究してまいります。

また、防災リーダーの育成につきましては、平成24年度よりいばらき防災大学の講座を受講して育成に努めてまいります。これまでに63名が防災士として認定され、お住まいの地域での防災訓練等の活動に従事しております。その中で6名の方が女性であり、男女の区別なく活動に参加いただけるようにしております。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 今、市長のほうから御答弁いただきました。34名中、2名、女性がいらっしゃるということで、まだまだ人数的には少ないので、その他市長が特に必要と認める者として、市長が委員を選出することができる。市長のリーダーシップを大いに発揮できるところだと思いますので、来年度、もし改選がありましたら、平成29年度からぜひ女性の委員をふやしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、第二次避難場所の開設から運営までについて、幾つかお尋ねいたします。

第二次避難場所は、市内小中高等学校となっていて、その避難所開設担当は教育委員会の避難所班とありますが、具体的には何人が各学校の担当になっているのでしょうか。そして、避難所開設後、その運営に当たるのは、各行政区長の意見を聞きながら、男女それぞれ責任者を定め、施設管理者との緊密な連携を保ちながら運営を行うことになっています。

しかしながら、平常時から運営の責任者のある程度のもくろみがなければ、いざ災害時に行政区長の意見を聞いて的確に責任者を決めるといっても、難しいのではないのでしょうか。熊本地震の際には、避難所となった学校の教職員が運営の業務に奔走し、児童や生徒の安否確認や

授業再開に向けた準備といった本来の仕事もあり、大きな負担になったと言われています。また、行政の職員も災害時の情報収集や状況把握、また医療、福祉、心のケアなどの専門支援の対応など本来の職務に専念するためにも、避難所は住民による主体的な運営が基本となっています。

日常から避難所運営委員会なるものを設置し、その中に女性が入り、男女の人権を尊重した安全・安心が確保できるような避難所の運営体制をつくるとともに、避難所の運営マニュアルを作成し、さまざまなルールについて話し合うことが大切であると思います。避難所運営についての役割は多々あります。例えば避難所の数や名簿の管理、避難スペースの整理、対策本部との連絡調整をする運営本部、掲示板で情報を知らせる広報班、トイレやシャワー、ペットなどの対応をする保健衛生班、けが人、要援護者への対応をする救護班、備蓄物資の管理、配達、調達をする食料班など、これらを民主的なルールにのっとり運営していくためのマニュアルは基本となるものです。

避難所運営マニュアルについては、県でも基本モデルを作成し、各市町村が地域の実情に応じて活用するように呼びかけていますが、牛久市ではどうなっているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

避難所開設に当たる避難所班につきましては、先月実施いたしました夜間避難訓練時は10名の人員を要し、施設の開錠、開設準備に当たりました。しかし、災害が発生した場合、人的な余裕は考えにくく、今後、策定予定の事業継続計画、いわゆるBCPにおいて業務を振り分ける中で人員の配置も検討してまいります。

次に、避難所運営につきましては、スムーズな避難所運営や負担軽減のためにも、責任者及び避難所運営委員なども必要と考えます。これらを担う実施主体として、避難者や地区社会福祉協議会、自主防災組織などが考えられますが、災害の規模、種類によって柔軟に対応することが重要と考えております。

避難所運営マニュアルにつきましては、現在、素案を作成している状況で、今後、これまでの防災訓練や避難訓練の問題点や改善点などを盛り込んで、地区社会福祉協議会や防災会等と協議を進め、活用できるように改定してまいります。

また、市内に16カ所指定している第二次避難所は地域ごとに特性が変わりますので、それぞれに応じた地域ごとの避難所運営マニュアルの策定を進めてまいります。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） では、これからということですね。よろしくお願いいたします。

先日、私は三日月橋生涯学習センターで牛久小学校区地区社協の事業として行われた避難所

の開設と運営研修会に参加してまいりました。この研修は、避難所運営ゲームとも呼ばれ、仮想の学校の図面をもとに、行政区のグループごとに分かれて避難所の部屋割りや生活のルールづくりする作業を行いました。教室で使っていないのはどこか。トイレはどこを使うか。要配慮者のための部屋や女性のための部屋、小さな子供がいる人たちの部屋はどこの教室にするかなどを話し合ったり、起床時間、就寝時間、食事の時間を何時にするか。たばこや飲酒をどうするかなどのルールについてもさまざまな意見が出て、一つにまとめるのは大変な作業でした。

この研修には小中学校の先生方も参加していましたが、避難所の部屋割りなどは学校の先生方の意見を聞きながらシミュレーションすることがより具体的でありますし、中学生になれば避難所の運営の手伝いもできるので、小中学生も含めた研修も有意義であると思われますが、いかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

牛久小学校区では地区社会福祉協議会が主体となり、9月30日に三日月橋生涯学習センターで避難所の開設と運営の研修会が行われました。避難所の開設、運営委員会の設置やその後の運営に関する細かな内容を、自主防災会、行政区、小中学校の教員などが参加して行っており、その中に小中学生が参加することは、市民の防災力の向上、防災意識の高揚にもつながるものと考えます。

東日本大震災時も子供たちが日々更新した避難所の新聞などが話題を呼び、また、被災した高齢者や障害者、一般の方たちが癒され、復興に向け励みになったと話題にもなりましたので、市としてもこのような地域の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 昨日、回覧のほうで避難所運営の研修会に参加した人のアンケートが載っておりましたので、一部御紹介いたします

「みんなで考えることが重要であり、とてもよい機会となった」、「実際に避難する学校の平面図でやったほうがよい」、「部屋割りなどについては、直面したときにスムーズにできるのか、不安である」、「共通理解のために非常に有効であるので、もっと大勢の人たちに行き渡るようにしてもらいたい」など、書かれておりました。

御答弁では、今後、避難所マニュアル、避難所運営委員会、地区ごとのものを作成していくという御答弁でしたけれども、どこにおいても共通の決まり事などは広く市民に周知し、意識づけを行っていくことが大切だと考えます。例えば、「学校再開に向けて重要な職員室や放送

室、危険物のある理科室などは立入禁止」などと言われても、実際の学校の間取りがわかっていないとわかには理解しがたいものです。行政区で避難する学校は決まっているのですから、避難する学校の図面をもとに避難所運営委員会で議論を重ねて、学校ごとの避難所として使うことになったときの図面を作成し、市民に知らせ、意見をもらうような丁寧な作業が必要になってくるとおもわれます。

東日本大震災の余震と言われる地震が最近も起こっております。早急に運営委員会、また、マニュアルについても御考慮いただきたいと思います。

では、次に、車中泊の避難者対策について伺います。

8月に熊本地震の教訓として開催された防災システム研究所所長の山村武彦先生のお話の中でも、新しい課題として車中泊避難者対策が挙げられておりました。防災計画に明記している自治体はまだ少ないのですが、検討していく必要がある事項ではないでしょうか。避難所のスペースが狭くプライバシーがないため、援護の必要な高齢者がいる家族などが多く車中泊をしていたことが熊本や鳥取地震の報告にもあります。

車中泊をする場所は、避難所になっている学校の校庭などが多いのですが、車中泊として考え得る場所についてや車中泊避難者に対する健康面の支援などの具体的な対策を伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

車中泊避難者は、本年4月の熊本地震の際にクローズアップされており、本震後も断続的に起こる余震のため、あるいはプライバシー保護のため、またあるいはペットを同伴しているために避難所となっている体育館などの中へ入らずに、駐車場や校庭などで自家用車やアウトドアテントに寝泊まりをして避難生活を送る住民が増加しております。

災害が発生した場合、車中泊などの場所として考えられるのは、やはり第二次避難場所に指定されている小中学校及び高等学校の校庭や駐車場、運動広場などの駐車場が利用されるものと理解しております。

また、健康面の支援につきましては、先月、牛久小学校で行われた夜間の避難訓練でも、車中泊などの避難生活で注意しなければならない感染症予防やエコノミー症候群についての健康講話を行いました。いざというときにも体調チェックとあわせて同様のケアを実施する予定であります。

これらを踏まえて防災計画を改定している自治体も見られますが、当市でも考え得る事象であり、今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 車中泊の健康面への支援としては、昨年9月の常総市で起きた水害、このときにシルバーリハビリ体操指導士の方が駆けつけて、エコノミー症候群の予防のための体操を行ったということを聞きました。牛久市にも活動しているシルバーリハビリ指導士の方がたくさんいらっしゃいますので、その方たちの連携も含めて、御考慮いただきたいと思います。

次に、備蓄品の情報公開と救援物資の輸送と供給について伺います。

防災計画には、「避難場所における設備、備蓄については、非常用食料、水、電源、常備薬、炊き出し用具、毛布など、救援物資が到着するまでの短期間の避難生活に必要な物資の備蓄に努める」と、記載されています。また、「避難場所における物資の備蓄について公開し、住民みずからが避難時に非常持ち出しとして用意すべきものについて周知を図る」ともあります。

具体的に、第二次避難場所である小中高等学校に整備してある設備や食料などはどの程度なのか。また、その内容について、市民にどのような方法で知らせているのかをお聞きいたします。

救援物資については、いばらきコープとパルシステムと協定を結んでおり、その後、ことしに入り、セブンイレブンと商工会と協定を結び、物資の提供をしていただけることになり、民間企業との協力体制が進んでいることは喜ばしいことだと思います。また、災害時に通行路の確保のため車両移動の協力協定も結ばれ、着々と防災・減災対策が進んでいることを感じております。

ところで、この救援物資の輸送についてですが、原則、各店舗から災害対策本部である保健センターに届けられ、そこから各避難所に届けるとなっております。一方、熊本地震の際に、集積所に大量の救援物資が集まりながらも、人手不足で被災者への配送が停滞したことは記憶に新しいと思います。職員が支援物資の配送や配布などの仕事に追われれば、復旧に向けた業務が滞ることになります。東日本大震災では、物資の輸送に宅急便の会社がいち早く対応したことが報道でもありましたが、自治体職員が何でも自前とするのではなく、事前に見えている仕事は企業に任せられるような体制を整え、民間にも助けてもらうという発想で、職員は不測の事態に備えてフリーハンドを確保しておく必要があると、防災計画の専門家のお話にもあります。

救援物資の輸送を初め、官民連携を進め、災害対応力を向上させるための市のお考えを伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

現在、市では第二次避難所として市内各小中学校及び高等学校など16カ所を指定しております。上記避難所の体育館では毛布を備蓄しているほか、小学校防災倉庫にロールマット、ランタン、スコップ、ポリタンク、飲料水袋、炊き出し用大鍋資材、簡易トイレなどを備蓄しております。牛久南中学校の余裕教室には非常用食糧としてアルファ米4,560食、防災食白がゆ2,300食、ベビーフード384食、粉ミルク260缶、ビスコ3万120食、飲料水1万3,044リットル。生活物資としてロールマット、災害用マンホールトイレ及び簡易トイレ、日用品セット、幼児や高齢者のおむつ、哺乳瓶、衣料品などの資機材を備蓄しております。災害時には、第二次避難所へ配布する計画となっております。

これらの備蓄資材の整備状況につきましては、各行政区長に公表しており、今後とも各行政区防災組織と連携し周知してまいります。

なお、第二次避難場所の備えについては、熊本地震や鳥取地震の教訓を踏まえるとともに、市防災アドバイザーである山村武彦氏の助言を参考としながら、備蓄資材についての研究を進め、対策を講じてまいります。

また、救援物資につきましては、平成11年にいばらきコープ生活協同組合、平成24年に生協パルシステム、平成28年にセブンイレブンジャパン及び牛久市商工会と災害時における物資の調達及び供給に関する協定を締結し、災害時において生活物資を提供していただけることとなっております。

この物資の提供につきましては、いずれも市の指定する場所へ生活物資を運搬し引き渡されることとなります。現在の地域防災計画では、指定する場所から各避難所への物資配布につきましては、市民や市職員、ボランティアの皆さんが協力して配布する計画になっておりますが、熊本地震の際には被災者への物資の配送が停滞した経験などを踏まえ、民間企業による配送依頼などを検討し、支援物資の配送が停滞することのないように努めてまいります。

今後も救援物資の提供につきましては、民間企業との官民連携による協働体制を進めてまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは、最後に、避難所生活での配慮や日ごろの備えに男女共同参画の視点を生かしていくためのリーフレットの作成を提案したいと思います。

避難所で女性被災者が必要とする物資とその配布方法をどうするか。乳幼児や障害者、高齢者とその家族が生活しづらい状況はないか。夜間の屋外設置の仮設トイレを利用する際の安全面を確保するためにはどうするか。避難所での役割が性別で固定化されていないかなど、災害の被害を受けやすい女性であるとともに、防災・災害復興の担い手としての女性という双方の

立場から捉えた防災対策リーフレットの必要性があるのではないのでしょうか。

実際、東日本大震災において、女性だからということで当然のように炊き出しや掃除などを割り振られたり、女性用の衣類も物資担当者が男性のためもらいづらい状況があったり、暴力に遭う女性や子供がいたことが報告されています。女性が物事を決定する場に少ないことが、災害時に女性や子供のニーズが反映されにくい状況だったのです。

しかし、実は東日本大震災の後、内閣府男女共同参画局は、震災後の早い時期から被災者女性のための通知を出していました。2011年3月16日には、各自治体向けに「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について」が出され、24日には、「女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知並びに懸念される女性に対する暴力への対応について」が出されました。

しかし、これらの通知は県には伝わりましたが、市町村や各避難所へは伝わっていなかった可能性があります。もし伝わったとしても、この情報が最も意味を持つ避難所で理解できる人がいなければ機能しません。平常時にできないことは非常時にはなおさらできるものではありません。

だからこそ、防災対策リーフレットで日ごろから、関係者のみならず、市民一人一人が男女共同参画の視点で考えることが重要です。避難所が男女の人権と安全に配慮したものとして機能するため、男女共同参画の視点で考える防災対策リーフレットの必要性を提案いたしますが、市の御見解をお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

被災時には、避難所において、高齢者、障害者、乳児・妊婦、女性、外国人、旅行者や帰宅困難者などさまざまな多様な人々への配慮が必要となります。また、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に立った避難場所の運営が必要であると考えます。男女の人権を尊重した安全・安心が確保できるような避難所の運営体制をつくるとともに、さまざまなルールについて話し合うことが大切であります。

御提案のように、避難所生活に関する防災対策につきまして、避難所におけるプライバシーに配慮するとともに、社会的弱者などに配慮した防災に関する備えを具体的にわかりやすく伝えるため、防災対策リーフレットについても調査研究してまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 市役所が開いている時間は朝9時から夕方5時として1日約8時間、1週間のうち週5日とすると、1週間のうち、市役所が開いていない時間が76%となり、開

いている時間のほうが明らかに少ないのです。ですから、先月２６日、牛久小学校区で行った夜間の避難訓練をすることや、自助、共助の大切さがなお一層重要になってくると言えましょう。

阪神淡路大震災のときも、誰に救助されたかという質問に、自力で助かった人が３５％、家族に助けてもらった人が３２％、友人や近所の人に助けてもらった人が２８％となっており、ほとんどが自助、共助であることがわかります。公的支援が届くまでの地域の助け合いの大切さを理解し、いつ、どこで起きてもおかしくない災害に命を落とすことがないように備えることを改めて肝に銘じ、私の一般質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、山本伸子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は１１時１５分といたします。

午前１１時００分休憩

午前１１時１４分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１、一般質問を継続いたします。

次に、３番尾野政子君。

〔３番尾野政子君登壇〕

○３番（尾野政子君） 皆様、こんにちは。公明党、尾野政子でございます。通告順に従いまして大きく５点質問させていただきます。

まず、第１点目は、コンビニでの住民票等各種証明書の交付導入についてであります。

このテーマにつきましては、平成２４年第３回定例会と平成２７年第１回定例会でも取り上げさせていただきました。当市のコンビニを活用して市民サービスの向上が図られているものの中に、平成２５年４月に導入された市県民税、固定資産税などの税金納付があります。いまだに高齢者の方から、「近くのコンビニですぐ支払いができて、帰りは買い物もできて、本当に便利」との声をいただきます。若い方からは、「住民票などの証明書はいつからとれるようになるの」など、時々質問をいただいている次第でございます。

皆様御存じのとおり、各種証明書のコンビニ交付は、マイナンバーカードを利用してコンビニで取得できるサービスです。市区町村窓口の閉庁時である早朝は６時３０分から深夜２３時まで、また、土日・祝日でも証明書を取得できます。また、居住している市区町村にかかわらず、最寄りのコンビニで取得でき、さらには、マイナンバーカードにおいては、住所地と本籍地が異なる人でも本籍地の戸籍の証明書が取得可能になるなどのメリットがあります。コンビニ交付が導入されれば利便性が向上し、市民にとりましては大きな朗報になるかと思われます。

そこで伺います。

①でございます。県内の導入自治体について伺います。私が調査したところによりますと、44市町村中、21市町で47.7%の導入率でございますが、今後導入を予定している市町村等を含め、改めて県内の状況をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

茨城県内の証明書のコンビニ交付導入自治体は、平成28年度末までに44市町村のうち、25市町村になり、茨城県全体の57%となります。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 茨城県内での導入がここまで進んできているということに大変驚いている状況でございます。

続きまして、②マイナンバーカード発行状況について伺います。

平成27年第1回定例会でコンビニ交付導入時期の質問についての御答弁は、「平成28年1月より個人カードが交付されますが、個人番号カードが多くの市民の手に渡らないと導入の効果が十分に得られないため、サービス開始の時期は、県内の実態を踏まえながら慎重に検討してまいりたい」とのこと였습니다。

そこでお伺いいたします。

個人番号カードが交付されてから約1年になりますが、当市の発行状況についてお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

個人番号カードの発行状況につきましては、平成28年11月30日現在の申請件数は8,594件、交付件数は7,178件、交付割合は84%となり、人口に占める申請割合は10%となっております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 続きまして、③総務省からの早期導入検討要請に対する当市の見解と今後の導入予定について伺います。

総務省は、9月16日、社会保障と税の共通番号制度で使う個人番号カードの普及に向け、住民票の写しなど各種証明書をコンビニで交付するサービスの早期導入について検討するよう全国の市区町村へ要請いたしました。

総務省によりますと、全国1,741市区町村のうち、9月1日時点で14.4%に当たる250市区町村がコンビニ交付のサービスを実施しているとのことでございます。総務省は、自治体に出した要請文書で、サービスのメリットを国民に実感してもらうには、全国の市区町村でも導入を目指す必要があると訴えております。

そこで伺います。

総務省からの早期導入検討要請に対する当市の見解と今後の導入予定について伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

御質問のように、総務省より、平成28年9月16日付で、マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討依頼についての通知がございました。

検討依頼の一つである証明書のコンビニ交付等につきましては、初期導入費用が約2,500万円、維持経費が約580万円、その他コンビニ事業者への委託手数料が証明書1通当たり税込み123円となります。

牛久市におきましては、各種証明書の交付を市役所総合窓口課、エスカード出張所、三日月橋出張所、奥野出張所で土・日を含めて行うとともに、ひたち野うしく郵便局でも平日に証明書交付を行い、市民の利便性の向上を図っております。

また、平成29年7月には、情報連携が開始され、市町村間での各種証明書の交付が軽減されることや、現時点での個人番号カード申請数率が1割であり、多くの市民の手に渡らないと十分な費用対効果が得られないことから、証明書のコンビニ交付の導入を見送っております。

今後におきましては、個人番号カードの普及状況と民間活用の進捗状況、情報連携後の証明書発行状況を勘案しながら、調査・研究してまいります。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいま御答弁をいただきました。しかしながら、牛久市の近隣状況を見てみますと、牛久市を囲むように石岡市、土浦、龍ヶ崎、つくば市、守谷市、稲敷市、つくば未来市、取手市、利根町などが既に導入をいたしております。牛久が取り残された感が否めません。時代の要請でもあるコンビニ交付の導入をできるだけ早期に望むところでございます。これは私の要望でございますので、御答弁は結構でございます。

それでは、次に、大きな2点目、障害者へのヘルプカード配布についてでございます。

ヘルプカードの普及啓発は、東京都が最初に行動を起こしました。きっかけは、自閉症の子供さんを持つ母親から、「私には自閉症の障害がある子供がいます。この子供がやがて一人で社会参加できるようになったときに、災害や事故に遭遇したときに周囲の人が支援の手を差し

伸べてくれるような東京都をつくってほしい」と、街頭演説を行っている一人の都議会議員に届きました。その母親の手には母親たちが手づくりで作成したヘルプカードが握られていました。そのカードには家族の連絡先や自閉症への支援方法などが詳細に書かれていたということです。

それから、3年がかかりましたが、東京都は研究を重ね、平成24年10月に市区町村向けに標準様式を定めたガイドラインを策定し、普及促進を行い、現在では、東京都の島以外23区、市町村はほぼ導入済みとのことでございます。

この東京都の取り組みが、現在では全国に波及し、導入する自治体がふえ続けております。ヘルプカードは外出先や緊急時、災害時に障害者や高齢者らが必要な支援を周囲に求めるための、「あなたの支援が必要です」と書かれたカードでございます。折り畳み式でサイズは車の免許証と同じで、住所や生年月日、服薬、かかりつけ病院名、緊急連絡先、災害時の避難場所などの基本情報が書き込めます。このほか、「アレルギーがあります」、「人工透析をしています」、「パニックになることがあります」などの知ってほしいことと、「筆談で伝えてください」など配慮してほしいことについてチェックする欄もあり、意思を伝えることができるようになっております。

これがこのカードでございます。これは青森市でつくったカードでございます。四つ折りになっておりまして、8面ありますので、十分な情報が記入できるようになっております。

そこで、伺いたいします。

牛久市内の障害者手帳（精神・身体・療育）の交付数について伺います。また、身体障害者のうち、内部障害者の方の人数もあわせて伺いたいします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問にお答えいたします。

牛久市内の方で身体障害者手帳をお持ちの方は、平成28年3月末現在でございますが、1,956名となり、うち、内部障害の方は687名となります。また、療育手帳をお持ちの方は487名、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は430となっており、手帳をお持ちの方の合計といたしまして2,873名という状況でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 次に、②でございます。

「持って安心」ヘルプカード配付の所見についてであります。

ヘルプカードの利用者の方からは、「いざというときに周囲の方へ提示できるので、持っているだけで安心です」の声や、当事者の家族も含め「役に立っています」などの声が寄せられ

ているとのことでございます。

また、導入自治体では、「手助けを求める人と手助けできる人をつなぐヘルプカードの周知を市民に広げ、障害への理解を広げていきたい」。また、「実際にカードを提示したときに適切な配慮や支援がなされるよう、市民への周知に努めたい」などの声もいただいているそうでございます。

障害者や高齢者の方々が安全で安心な暮らしができるよう、またヘルプカードで助け合いのある地域づくりがより一層進むよう、このカードの配付を提案いたしますが、御所見を伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ヘルプカードは、議員おっしゃるとおり、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるものとして、東京都におきましてはヘルプカード作成のためのガイドラインを定め、都民、関係機関や交通機関などへの普及啓発に努めており、その取り組みが少しずつ全国の他の自治体に広がりを見せている状況ではありますが、茨城県内におきましてはまだ普及が進んでいない状況でございます。

内部障害の方、聴覚障害の方や知的障害の方などは、一見、障害をお持ちであることがわかりにくいことから、支援の伝達方法としてヘルプカードは有効であるものと認識しております。

しかしながら、障害者に関するマークは内閣府が推奨しておりますハートプラスマークやさまざまな障害に関するマークがあることから、ヘルプカードの導入が全国的に広がりを見せているとはいえ、まだまだ認知度が低い状況でございます。

今後におきましては、ヘルプカードの普及状況及び県内の導入状況を見据えながら検討してまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ありがとうございます。

先ほども申し上げたとおりでございますが、障害者や高齢者の方々が安全で安心な暮らしができるよう、ぜひこのヘルプカードについては導入を強く望むところでございますので、どうぞ御検討をよろしくお願いいたします。

次に、大きな3点目、AED設置拡充についてでございます。

京都大学などのチームが、本年10月27日、アメリカ医学誌に発表した内容によりますと、心停止状態の人に電気ショックを与える自動体外式除細動器（AED）による蘇生措置を搬送前に一般市民から受けた場合、救命され社会復帰できる割合が2倍以上になることが、200

5年から2013年の全国の患者のデータ解析でわかったということでもあります。チームの石見 拓教授は、「公共の場にAEDを設置する意義がさらにまた裏づけられた。さらにまた活用が進むようにしたい」とコメントをされております。

チームは、心停止で救急搬送された患者を対象にした2005年から2013年の総務省消防庁の調査データを用い、心室細動を起こし搬送された際に、一般市民によるAEDを使った蘇生を受けたかどうかで回復状況に違いがあるかを調べました。社会復帰できた割合は、AED処置を受けなかった患者では18.2%にとどまったが、受けた場合は38.5%と2倍以上だったとのございます。AEDを一般市民が使ったことで社会復帰できた人は2005年から2013年に計835人いたと推定されることが判明したというものでございます。AED設置意義が裏づけられた一例でもございます。

そこでお伺いをいたします。

①のコンビニへのAED設置拡大の進捗状況についてお伺いいたします。

当市においても、救命率を向上させようと市内の公共施設などに約120台のAEDが配備されており、4月からはコンビニセブンイレブン17店舗にも設置されました。今年度中にはほかのコンビニを展開する会社とも協定を結び、さらなる配備を目指したいということでしたが、その進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

現在、市内の各行政区の集会所を初め、市役所や生涯学習センター等の公共施設、さらに各小中学校や幼稚園、保育園等にAEDを合計120台設置しております。

また、夜間など、施設に設置されたAEDを利用できない課題を解消するため、昨年度、セブンイレブンジャパンと協定を締結し、24時間営業している市内セブンイレブン17店舗にAEDを設置いたしました。既に設置済みの137台につきましては、牛久市ホームページ上で「牛久市AED設置マップ」として設置場所を公表しております。

そして、現在コンビニエンスストア3社と協定締結に向けて調整を進めているところでありますが、ローソンにつきましては、AEDを収納するボックスが必要であることから、今後も調整を継続することとし、その他2社、市内に7店舗ありますファミリーマートと2店舗ありますミニストップとの協定締結を優先して進めてまいります。

2社との締結が完了した場合、24時間営業している市内9店舗に設置する予定で、市内AED設置台数は、合計146台となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 救命率向上のため、大手コンビニファミリーマート、ミニストップに、さらに追加設置がされるということ、大変喜ばしく思います。

次に、②でございます。全小中学校、AEDの屋外設置についてでございます。

AEDの屋外設置については、昨年6月定例会でも取り上げさせていただきました。その後、1年半が経過し、この間にも各自治体の小中学校の屋外設置導入は、少しずつではございますが、ふえているように思われます。導入した学校の背景としては、学校の校庭や体育館などを使用することもある休日や夜間は、校舎が施錠されていて使用できないため、窓ガラスを破って中に入らなければならない状況も想定されることから、人命救助に素早く対応するため屋外設置に至っているケースが多いように思われます。

そこで、当市の小中学校の閉校時以降や休日の利用状況を伺います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 御質問にお答えいたします。

小中学校のグラウンドあるいは体育館につきましては、現在、全ての小中学校において、夜間や休日に一般開放しております。今年度、平成28年度につきましては、小中学校13校におきまして延べ148団体に利用いただいております状況です。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 続きまして、当市のAED設置場所についても改めてお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 小中学校AEDの場所ですけれども、小中学校の屋内におけるAEDの設置場所ですけれども、全ての小中学校で職員室に設置をしております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 当市においても、万一に備えた救急救命体制向上のため、また今後の災害時の対応も考えあわせますと、AEDは利用しやすい環境にあることが望ましいと考えるものでございます。屋外設置に対する御見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えします。

牛久市におきましては、市内13校の小中学校全てで、お伝えしましたとおり、AEDを設置し、緊急の場合に備えて、設置場所は職員室に備えております。現状では、AEDが屋内にあるために夜間や休日など職員室が施錠されている場合には利用できないことが課題となって

おります。

一方、ＡＥＤの屋外設置についてですが、ＡＥＤそのものが高価な機械でありまして、屋外に設置した場合、盗難やいたずらによる被害などのセキュリティ上の問題が考えられます。設置場所についても、電子機器という特徴から、温度や湿度といった設置環境面への配慮も必要になってくるものと思われます。

また、先ほどの答弁にもありましたけれども、ＡＥＤのコンビニへの設置も進んでいることを考えますと、小中学校の屋外へのＡＥＤ設置につきましては、今後の検討課題と考えております。

また、夜間あるいは休日の学校開放時にＡＥＤ使用の必要性が生じた場合には、人命にかかわる緊急の状況において職員室へ侵入することもやむを得ないと考えておりまして、その際には、２階に職員室がある場合やＡＥＤがわかりやすい場所にあるかなど事前に調整していくことが必要であると考えますので、このあたりにつきましては、関係各課と協議し、あるいは利用団体とも申し合わせをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○３番（尾野政子君） 夜間や休日に全ての小中学校が一般に開放されている現状を考えたとき、ＡＥＤ使用時、職員室に設置されたＡＥＤが取り出せない状況があるということは今後の課題になってくることと思われます。そのために、ぜひ御検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、③ＡＥＤ操作体験の現状について伺います。

茨城県議会では、１０月２９日、県ＡＥＤ等の普及促進に関する条例に基づく取り組みで、２回目の講習会が行われ、水戸地区救急普及協会職員の指導のもと、グループごとに人形を使って胸骨圧迫による心臓マッサージや人工呼吸、ＡＥＤの操作体験が行われました。あさっては、私ども牛久市議会としても講習会が行われる予定になっております。

ＡＥＤ設置台数が充実しても、それを使える人がいなければ意味のないものになってしまいます。心停止を起こした人に処置が１分おくれるごとに救命率は７％から１０％低下すること。救急車の到着を待っているだけでは救命の促進にはつながりません。そこに居合わせた人の処置が生死を分かち、回復後の社会復帰への道を左右いたします。１分１秒でも早く、ＡＥＤによる除細動を行う必要があります。しかしながら、実際、現場ではなかなか体が動かないのが現実のようでございます。したがって、個人が何回もＡＥＤの操作訓練を受けられる機会を多数設けることがこれからますます肝要になってくるのではないかと思います。

そこで、当市の最新のＡＥＤ操作体験の現状について、改めてお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

まず、市職員を対象としたAED講習につきましては、牛久市消防署の指導のもと毎年開催しております。昨年度は全8回で192名が受講しており、今年度も同様に8回開催し240名が受講する予定となっております。なお、AEDによる心肺蘇生法を確実に定着させるため、全職員がおおむね3年ごとに繰り返し受講できるような体制をとっております。

行政区につきましては、防災訓練や救急救命訓練の一環としてAED講習が行われ、11月末日現在で15行政区、約700名が訓練を受けております。

学校につきましては、中学生対象のAED講習を牛久消防署員の指導のもと毎年実施しており、今年度は5校合わせて732名の生徒が希望予定となっております。なお、小中学校の教職員は、県主催のAED講習を受けており、全員がAEDによる心肺蘇生法を習得しております。また、それ以外にもAEDメーカーや代理店と連携し、市職員と共同で訓練を実施しているところでございます。

AEDは、本来、機械のガイダンスに従って操作すればよく、誰でも使用できるものですが、いざというとき、人命にかかわることとなると使用をちゅうちょしてしまうという傾向もございます。したがって、繰り返し訓練する機会を設け、事前に多くの方にAEDに触れていただくことが非常に重要であるため、市では、今後とも行政区、消防署、AEDメーカーや代理店と連携し、AEDによる心肺蘇生法について普及してまいります。

また、AEDを設置しているコンビニの従業員等に対しましても、AED講習の受講を呼びかけており、今年度中に受講していただけるよう計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） きめ細やかな御答弁、大変にありがとうございました。今後も救命率向上のため、AED操作体験者をふやしていくよう取り組んでいただきたいと思います。行政区においては15行政区ということでございます。もう少し、行政区のほうをふやしていく必要があるのではないかというふうに今感じたところでございます。御答弁は結構でございます。

次に、大きな4番目、買い物支援「宅配ガイドマップ」作成についてであります。

千葉県船橋市では、ことし3月、ひとり暮らしの高齢者など日々の買い物に困っている住民を支援するため、冊子「地域のお店 宅配ガイドマップ」を作成いたしました。県内初の取り組みで、市役所や各出張所、在宅介護支援センターなどで配布をしているとのことでございます。

この冊子では、日常生活で必要となる食料品や薬などを自宅に配達してくれる市内約120

店舗を紹介しております。各店舗ごとの注文方法や取り扱い品目などが絵などでわかりやすく表示されており、地図上で近くの店を見つけることができます。また、冊子には、広告も掲載されており、高齢者の方々に役立つ企業などの情報が提供されております。この広告の収入は冊子作成の費用に充てられているとのことでございます。

当市においても、個人商店、スーパー、コンビニ等、店頭注文もしくは電話注文で配達してくれる宅配ガイドマップの作成で、高齢者等へのきめ細やかな買い物支援につながればと思いますが、御所見を伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 買い物支援につきましては、高齢者のみならず、子育て中の母親等、市民全体にかかわる事項と認識しております。宅配内容につきましても、弁当のみならず、米、水、高齢者ではおむつなどの需要も大きいと考えます。

今後、ガイドマップの作成につきましては、一部の商店街でも実施されておりますけれども、商工会との連携も図り、考えていきたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 前向きに捉えていただいて、大変うれしく思います。どうぞよろしく願いいたします。

最後に、食品ロス削減に向けた取り組みの推進についてであります。

食べられる状態なのに捨てられる食品ロスは、家庭やスーパー、ホテルやレストランなど、あらゆるところで見受けられます。農林水産省によりますと、日本では、年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうち、4割近い632万トンが食品ロスと推計されております。循環型社会の構築、資源の有効利用、貧困家庭の支援などの観点から、食品ロス削減への取り組みは大変重要なテーマと考えるところでございます。

4月に新潟市で開かれたG7、農相会合でも食品ロス削減についての各国の協力強化が共同宣言の新潟宣言に盛り込まれ、国際的にも重要な課題となっております。

この問題の重大性に私ども公明党は、昨年12月、党内に「食品ロス削減推進プロジェクトチーム」を設置し、食品ロスゼロを目指した国を挙げての取り組みを求める提言を取りまとめ、本年5月、政府に提出をいたしております。

具体的には、食品ロス削減の国民運動をさらに広げるため、①削減目標や基本計画の策定、②推進本部の設置、③担当大臣の明確化による国の司令塔機能強化、④食品ロスに貢献した事業者などへの表彰の提案でございます。

このほか、製造日から賞味期限までの期間の3分の1を過ぎる加工食品はスーパーやコンビニなどに納品できなくなる食品業界特有の3分の1ルールと呼ばれる商習慣の見直しも訴えま

した。また、飲食店での食べ残しを減らすため、食べ切れる分量で提供するメニューの充実も提唱。家庭での食品の適切な管理や食材の有効活用を促す普及啓発に加え、食育・環境教育の充実を挙げました。

さらに、利用食品を生活困窮者や福祉施設に提供するフードバンク事業の確立を訴え、災害備蓄食料の廃棄を減らす取り組みの推進を提言いたしました

また、このテーマは国会でも取り上げ、削減目標設定の検討や、しっかり取り組んでいく旨の答弁がなされております。

そこで、伺いをいたします。

①でございます。「残さず食べよう！３０・１０運動」の提案についてでございます。

長野県松本市は宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の３０分と終了前の１０分は自席で食事を楽しむ「３０・１０運動」を進めております。また、鹿児島県指宿市においても、「お酌に回る前に席についてゆっくり食事を召し上がってください」と「３０・１０運動」を実施し、観光業界などから好評を得ているとのことでございます。

２年前の１２月に、定例議会の一般質問に市長が「すぐに導入すべきだ」と、指宿市のことでございます。と答弁をされました。そして、同月に導入され、忘年会等宴会が多い時期でもあり、スムーズに実施されたとのことでございます。

指宿市では、「３０・１０運動」は、現在、市内の飲食店５０カ所で行われており、「お客様にお金を払ってもらっているにもかかわらず、ほとんど食事に手がついていない場合も多かった。「３０・１０運動」が始まってから目に見えるように食べ残しが減った」とお店のおかみの感想も紹介されております。

また、松本市では、さらにもう一つの「３０・１０運動」が実施されております。毎月３０日を冷蔵庫クリーンアップデー、１０日をもったいないクッキングデーに設定し、家庭での実践も呼びかけております。

当市においても、生活に密着した具体的でわかりやすい「残さず食べよう！３０・１０運動」を導入し、食品ロス削減のうねりを起こしてはどうかと提案いたしますが、御所見を伺います。

○議長（市川圭一君） 環境部長坂本光男君。

○環境部長（坂本光男君） 「残さず食べよう！３０・１０運動」の提案についてお答えをいたします。

食べられるのに廃棄されている、いわゆる食品ロスは、全国で年間６３２万トンあり、このうち約半分に当たる３０２万トンが家庭から排出されていると試算をされているところでございます。

当市におきましては、平成２７年度の家庭から排出される燃えるごみの排出量は、年間１万７，３１６トンで、そのうち、食べられるのに廃棄された食品は２４．８％の約４，３００トンと試算をしております。当市におきましても、食品ロスについては重要な問題であると認識をしております。

食品ロス削減につながる生ごみの削減については、市でも生ごみの減量化を図るポイントとして、買い物に行く前に冷蔵庫や保存食材を確認し、必要なものを必要な分だけ購入し、買い過ぎないようにすること。料理をする際にはつくり過ぎないようにすること。そして、食べ残さないこと。料理する際に発生する調理くずなどの生ごみの約８０％が水分であることから、水切りの徹底について以前から広報してまいりましたが、いまだ徹底されていないのが現状でございます。

そこで、「３０・１０運動」については、国の取り組みとして消費者庁、農林水産省などから消費者向けの広報がされており、食べ過ぎない適量を注文し、残さず食べる、飽食の時代と称されて久しくなりますが、食べ物に感謝をして無駄なくいただくという当たり前のことについて、いま一度考えるよい機会になると思います。

現在、牛久市では、地球温暖化対策の一環として、「もったいない運動」を行っておりますが、その発展的な形として呼びかけてまいります。特にこれからは、忘年会や新年会のシーズンになりますので、まずは市役所職員にこの「３０・１０運動」を呼びかけてまいりたいと考えてございます。

また、一般家庭向けには、引き続き、「買い過ぎない」、「つくり過ぎない」、「食べ残さない」、「水切りの徹底」を呼びかけ、ごみの減量化にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○３番（尾野政子君） 御答弁、大変にありがとうございました。

次に、②食品ロス削減を意識した食育・環境教育の充実についてであります。

こうした教育に先駆的に取り組む松本市は、市内全ての公立保育園、幼稚園の年長児を対象に出前授業形式で行い、保護者にも理解を深めてもらおうと参観日に実施いたしております。松本市の職員が写真やイラストを使いながら食べ物が無駄に捨てられている現状を伝え、園児たちは目を丸くして驚きました。このほか、職員が教えたのは、資源リサイクルや食べ物の大切さについてであります。説明や体操も織りまぜ、約４０分とのこと。

園長先生から、命をいただくことへの感謝の気持ちや、しっかり食べて元気に過ごす知恵を特に幼児期に教えることが重要であるということでございます。食育・環境教育の意義が強調されました。

また、園児だけでなく、子供から話を聞いた保護者にも意識の変化が見られ、環境政策課は環境教育の効果は予想以上に大きいと話しておられます。来年度からは私立の保育園や幼稚園でもこの環境教育を実施されるとのことでございます。

さらに、松本市は、小学校にも取り組みを広げようと、昨年度、食品ロスを意識した食育・環境教育の実施を目指す環境省学校給食モデル事業に応募をいたしました。小学校で環境教育を行い、効果を検証したということでございます。このうち、日本の食料自給率や世界の食料不足の実情を教えた学校では、食べ残し量が最大で34%減少、「食べ物に感謝の気持ちが湧いた」、「食べ物を残さないよう、家族で話し合っている」と反応も上々で、この結果を受け、今年度から最も効果が高かった3年生を対象に市内全小学校で環境教育を行うとのことでございました。

そこでお伺いをいたします。

当市においても、まずは学校や幼稚園、保育所など、教育施設における学校給食や教育・環境教育などを通して、食品ロス削減のための啓発を進める取り組みが必要ではないかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在、本市の各小中学校においては、学級活動の時間や給食の時間に栄養教諭、栄養士、これを牛久は全ての学校に配置しておりますので、こういった職員が各教室を回って、担任と連携して児童生徒への食に関する指導を行っています。

給食などに対する基本的な考え方としては、残さず食べるということより、苦手なものでも一口は食べよう、一人一人に合った量を食べようという指導をしています。これにより、結果として給食の残渣を少なくしていこうという考えです。

また、栄養教諭や栄養士が給食の時間に各教室を回って行う食育指導では、食材の生産者の方や調理をしてくれた方への感謝の気持ちを持って、残さずおいしくいただくということについても触れています。

さらに、委員会活動の取り組みの一つとして、トウモロコシの皮むき作業を行い、食品のありがたさを体験するなど、各小中学校ともさまざまな工夫をして啓発活動を行っているところです。

このように、食べ物を大切に思う心を育むことにより、児童生徒に食に対する関心が芽生え、食品ロスの削減につながるものと認識しております。

今後も、食の大切さについて、学校給食や食育などを通じて、児童生徒への啓発を行い、食品ロス削減への意識を高めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、再質問、1点お願いをいたします。

ただいま学校の取り組みについての御答弁はいただきました。また、幼稚園や保育園の取り組みについてもお伺いしたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 市内に2つの幼稚園があるんですが、幼稚園の隣には小学校がありまして、この小学校の栄養士が給食の時間に園児たちに食育につながるお話をするというようなことを年に2回ほど行っています。

また、幼稚園の給食の配食は先生方がやっているものですから、先生方が盛りつけの中で、一人一人の調子を見ながら、その量の調整等を行いながら食品ロスの削減をしていると、そういった状況です。

以上です。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 保育園につきましても、市内の公立保育園におきましては、食事の前に食育の時間という時間をとらせていただいて、子供たちに給食に出ている食品の栄養が体にどういう役目をするのか等のお話をさせていただいた後、食事をするというような形をとらせていただいております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 最後に、③本市の未利用災害備蓄食品の有効活用についてお伺いをいたします。

本市の未利用災害備蓄食品については、廃棄することなく有効活用がなされているとのことですが、どのような食品が、どのくらい、どこへ提供されているのか、お示しいただきたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

現在、賞味期限を間近に控え利用していない備蓄に関しましては、牛久市の防災訓練等で使用、配布しております。また、ミルク、ベビーフードなど乳幼児製品に関しましては、保育課を通じて、各幼稚園、保育園に配布し、利用していただいております。

昨年度の奥野地区防災訓練に関しましては、期間切れ間近の2リットル飲料水2,640本を各行政区に配布いたしました。また、先月実施いたしました牛久小学校での防災訓練時にも、炊き出し訓練で期限切れ間近のアルファ米600食、2リットル飲料水60本を使用しており

ます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 食品ロスが減り、生ごみが減ると、その処理費用も減ってまいります。もったいない運動の理念は大変すばらしい内容でございますけれども、その上で、具体的な手法として30・10運動のような運動と、そしてまた、食品ロスを意識した食育・環境教育の今後のさらなる充実が必要かと思われますので、当市においての食品ロス削減のうねりをまた期待してまいりたいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で、尾野政子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時07分休憩

午後1時15分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 改めまして、こんにちは。市民クラブの杉森弘之です。私の質問は2つです。一問一答で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

質問の第1は、保育士の処遇改善についてであります。

周知のとおり、地方自治法は、地方公共団体の趣旨として住民の福祉の増進を図ることを基本とすると述べております。その福祉の主要な柱の一つとして児童福祉を位置づけており、その中で公立保育園の役割は大きいものがあります。しかし、橋本内閣による1997年の児童福祉法改正により、保育サービスの利用方式が措置方式から契約方式に変わり、小泉内閣による2001年の同法の改正では、保育園の民営化、民間委託を促す条文が盛り込まれました。さらに、同じく小泉内閣が2004年から始めた国庫補助、負担金、地方税、地方交付税の三位一体改革の中で、公立保育園のみ運営費の国庫補助負担金が一般財源化、つまり地方税法と地方交付税への税源移譲が振りかえられ、さらに、地方交付税を削減することで財政的にも公立保育園の運営が圧迫され、公立保育園の民営化が全国的に急速に進んだ経緯がございます。

全国保育団体連絡会保育研究所のまとめによると、2005年以降、全国で廃止されている公立保育所の数は、年に約250カ所に及ぶとも言われています。もちろん、私は保育園全て

を公立にすべきとは考えておりません。民営の保育園の存在も尊重すべきものであります。しかし、この間の公立保育園の民営化は、政府による意図的な施策に基づくものであり、公立保育園への財政的圧迫は、公立保育園も含めて非正規雇用の保育士を増大させ、保育士の労働条件の劣悪化が進み、保育の質の問題などが大きな問題になっています。

牛久市においても、池辺前市長の時代に、民営保育園の新設、公立保育園の民営化が進みました。現在、市のホームページによると、市内では認可保育園は19、認定こども園は1、認可外等保育施設は3、存在すると言われています。認可保育園と認定こども園の中で、公立は4、私立は16、また私立の中でも社協運営は5ということですが、今、園児の数が定員をオーバーしている保育園は幾つあるのか、お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問の中で、定員をオーバーしている保育所、保育園の数でございますが、定員をオーバーしている保育園の数はございません。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 12月1日現在で待機児童の数は何人ほどでありましょうか。また、来年4月1日現在で、待機児童の数は何人と予測しているものでありましょうか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問でございますが、11月1日現在の待機児童の数でございますが、83名おります。特定の保育園を希望する等の私的理由等によりましての待機者、そういったものを除く、国の統計基準に基づく人数といたしましては80人ということになってございます。また、昨年度の同時期の国の統計基準に基づく待機者につきましては20名でございましたので、それと比べまして4倍ということで、実数での待機者数は昨年度同期の34名から83名ということで、2.4倍になっているという状況でございます。原因といたしましては、保育士不足による受け入れ制限等が考えられるということでございます。この制限がなかったとしますと、国の統計基準の待機児童数は19名という状況になります。

平成29年度、来年度の待機児童の見込みでございますが、保育士不足が改善されれば、今年度のような状況にはならないというふうに考えてございます。また、一般会計の補正予算案として今定例会に上程させていただいてございますが、小規模保育施設の整備を計画してございまして、各施設での保育士の確保努力とあわせまして、少しでも待機児童を解消することができればと考えてございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 有資格者でありながら、保育士として働いていない潜在的保育士は全国に約70万人いると言われています。また、2014年の東京都保育士実態調査によると、保育士をやめたいと思っている人は18.1%と、全体の約2割と言われています。退職意向の理由としては、「給料が安い」が65.1%で圧倒的であります。実際に、短大卒の正規保育士の初任給は、額面でも十五、六万円程度で、民間保育所の平均給与は21万9,000円と言われています。これは社会人の平均収入30万円よりも約10万円低い、こういう状況であります。その上、10年勤めても、昇給して、せいぜい1万円くらいという状況だそうでございます。

さらに、保育士の仕事はサービス残業が当たり前となっているところが多く、保育士をやめたい理由の第2位が「仕事量が多い」、これが52.2%、第3位が「労働時間が長い」、これが37.7%と言われています。また、正規職員は勤務日数週6日以上が31.2%、労働時間1日9時間以上が47.6%にも及ぶそうであります。

仕事に追われる職場環境は、子供をないがしろにしてしまう原因にもなってしまいます。アレルギーの子供に対する食事の調整も一つ誤れば事故につながります。2004年から14年まで10年間で、保育所で死亡した子供は163人にも及ぶとも言われています。寝ているうちに突然死亡する乳幼児突然死症候群、特にゼロ歳児に多いため、昼寝の間は5分置きに呼吸の状態を確認し記録をとる保育所もあるといえます。しかし、保育士が足りないため、有資格者だからという理由だけで採用することもあるそうです。これでは、保育士の質も危ういというものであり、子供の虐待やネグレクト、いわゆる養育放棄につながってしまいます。

市内では、園児の数あるいは定員に対し保育士の数が不足している保育園はどの程度あるのでしょうか。先ほどの御答弁にもありましたけれども、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。保育士の不足数、1園当たりの平均不足数などもお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） お答えいたします。

保育士の不足状況についてでございますが、公立の保育園では、現在、フルタイムの保育士1名、短時間の保育士5名の計6名の保育士が不足している状況でございます。広報うしく、市ホームページ、ハローワーク等において募集しているところでございますが、なかなかすぐには採用できない状況でございます。

民間保育園におきましても、市内保育施設13園のうち、9園で保育士を募集しております。このうち、保育士不足により園児の受け入れを制限している保育園は現在4園ございまして、不足している保育士は21名、1園当たり平均5名という状況でございます。年齢別制限人数といたしましては、ゼロ歳児で36名、1歳児で13名、2歳児で12名、3歳児9名、4歳

児19名、5歳児12名の101名という状況でございます。

市では、児童の受け入れを定員までできるように、不足している施設につきましては早急に採用できるように指導等をしているところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 現在、市内では、病後児保育、障害児保育、一時預かり保育などどのような状況になっているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 牛久市内におけます保育園等における病児保育は、病気の回復期で集団保育が困難な期間に預かる病後児型と、保育中に体調が悪くなり、保護者のお迎えまで安心かつ安全にお預かりする体調不良児対応型の2つを実施しております。

病後児型は、牛久みらい保育園の1園のみで、本年度10月末現在の延べ人数といたしまして19名でございます。昨年度の年間延べ利用人数は44名ということで、ほぼ同じ実績で推移してございます。

体調不良児対応型は、牛久市社会福祉協議会の運営する保育園が2園、その他の民間保育園が6園の合計8園で実施しておりまして、10月末現在の延べ利用人数は、市社協運営の保育園で73名、その他の民間保育園におきまして1,162名の合計1,235名となっております。昨年度は8園、2,129名の利用実績でございました。本年度は、施設数は変わりありませんが、昨年度より利用実績が多くなるのではと見込んでいるところでございます。

次に、障害児保育につきましても、現在40名の障害児、または発達障害児の疑いのある児童を受け入れております。公立保育園13名、市社協運営の保育園で20名、その他民間保育園の7名という状況でございます。

一時預かり保育につきましては、公立保育園2園、市社協運営の保育園で3園、その他民間保育園9園の14園で実施しております。10月末現在の延べ利用人数といたしまして、公立保育園で630名、市社協運営の保育園で762名、その他民間保育園で2,558名で、合計3,950名という状況でございまして、昨年度の同時期と比較しまして、利用人数といたしましては521名増加している状況となっております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 保育士確保のために2013年度より政府や自治体から処遇改善のための手当や補助金が出されるようになっております。最近では、厚労省は中堅職員の月給を4万円上乘せするなどとも報じられています。国と都は、住居支援制度を施行し、国が50%、

都が25%を経費負担し、区市町村負担が12.5%、事業者負担が12.5%と、導入しやすいスキームとなっているようです。世田谷では、上限8万2,000円の家賃補助制度を2015年から始めました。江戸川区は、育児休業給付金延長補助で行っております。自分の子供を保育所に預ける時期まで無給となる期間がないよう、雇用保険の給付金を月額5万円までを上限に支給期間を延長するという制度です。横浜市は、保育士の給与改善に力を入れており、国の給付基準である公定価格に含まれる処遇改善等加算と横浜市独自の助成である職員処遇改善費を制度化しています。

私は、保育士の劣悪な労働条件を改善することは急務だと考えますが、牛久市では保育士の処遇改善のためにどのような補助をしているのでありましょうか。それはどのような効果となっているのでありましょうか。そして、その補助の負担割合はどうなっているのか、お聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問にお答えする前に、先ほど御答弁させていただいた中で、一つ訂正がございます。

病後時保育を実施している牛久みらい保育園につきまして、10月末現在で、私、延べ人数「19名」と申し上げてしまったんですが、「18名」ですので、訂正のほうよろしく願いいたします。

ただいまの御質問でございますが、処遇改善についての補助、それと効果等について、それと負担割合でございますが、保育士の給与等が他の職種と比較いたしまして低いということが保育士不足の一つの要因として挙げられております。現在、実施されている賃金改善のための制度は、職員の賃金改善に充てるための費用を国・県の負担分を含めて運営費といたしまして市が施設に支払い、施設が職員に支払うという形でございます。平成27年度は、市内民間保育園12園において約4,700万円の金額が支払われております。1人当たりいたしますと、月額、平均でございますが、1万6,000円の給与改善が行われたということになります。この賃金改善分の4,700万円につきましては、国が2分の1、茨城県と牛久市が4分の1ずつ負担するというものでございまして、牛久市の負担分は、金額で申しますと約1,170万円という状況でございます。

効果についてでございますが、保育士の給与改善が通常どおり行われたかにつきましては、施設側からの実績報告書によりまして確認するということになります。確認資料といたしましては、職員の個別賃金台帳等の証拠書類等の提出を求めまして、賃金改善分として支払われた額が、全額が個人に対して支払われたかどうかを確認するということでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） これらの補助金は、直接保育士に渡されるのではなく、基本的に施設に支給された後、分配されるため、実際に保育士の給与アップにつながっているのかという問題があります。

そこで、今、補助金が保育士給与の引き上げに使われているのか調査する自治体がふえてきております。手当や補助金をどのように使うかは園を運営する法人の裁量に任されているようですが、一時金で払われたり、その中に残業代が含まれたりなどの事例もあるそうです。そのため、足立区では、公設民営の認可保育所を対象に保育士が実際に受け取った給料の金額を調査し、改善していない事業者には前年度支給した補助金の返還や減額などを求めているようです。千代田区では、2016年度から保育士の賃金台帳を提出するよう求めています。千代田区は、保育士の給料を月2万円上乘せするための補助金を出しており、補助金を目的以外に使っていることが発覚した場合は返還を求めるとしています。世田谷区では、保育士の待遇に関する規定を追加し、開設して2年目以降の保育所が補助金を受けるには前年度の経常収入に対する人件費の比率が50%以上であることを条件にしています。

牛久市では、保育士の処遇についてどのような調査方法をとっているのでしょうか。給料の金額の調査、例えば賃金台帳の提出などは求めているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま御質問にございましたとおり、賃金改善分が保育士に行き渡っているかどうかにつきましては、給与改善が行われたかどうかの内容について施設側から実績報告書を提出していただいて確認をしているというところでございます。昨年度、27年度におきましても各園に実績報告書を提出していただいて、そこで確認をしているという状況でございます。個人の賃金台帳等、そういった中から確認をさせていただいて、適正に給与に反映されたかどうか、賃金に反映されたかどうかということを確認させていただいてございますが、本年度、27年度におきましては、制度が改正されたばかりであるということで、27年度中に本来支払われるべき改善分、これを28年度中までに全部支払いをすることが整えば返金等は求めないというような形で、現在、27年度分もあわせて28年度について確認をしているところでございます。なお、27年度中の賃金改善分の支払いができない場合におきましては、議員が先ほど言われたとおり、28年度分の国庫補助なり、県及び市の補助がなくなるというような対応をとることになってございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今の御回答に対するもう少し詳しい話になりますが、実績報告書の中

には、賃金台帳そのものが入っているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 関係資料につきましては、職員の個人別賃金台帳等の提出をいただくということでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 市内の民営の認可保育園では、平均給与はどのくらいになっているのでしょうか。一時金と退職金はどの程度出されているのでしょうか。補助金によってどの程度給与が上がったのか。月間労働時間はどのくらいなのか。不払い残業はないのか。その点について知り得る範囲で御回答をお願いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 賃上げの効果については、まず、保育士の賃金改善制度が平成25年度より始まったものでございまして、平成27年度から現制度については経過措置の特例として28年度中に支給が完了すればよいと、先ほど申しました内容でございます。新しい制度ですので、まだ効果が確認できるという時期にはなっていないところがございます。

市内の保育士の採用時の給与につきましては、常勤職員におきましては公立保育園が17万6,700円、市社協運営の保育園では16万5,000円、その他民間保育園等では平均16万5,800円で、非常勤のフルタイムの勤務者につきましては、公立保育園が15万1,000円、市社協運営の保育園では16万円、その他民間保育園等では平均15万4,100円という状況でございます。

賞与等の一時金の支払いは、常勤職員では全ての園で支払いがございしますが、非常勤職員では市社協運営の保育園では嘱託職員のための支払いで、公立を含めその他ほとんどの園では支払いをされていない状況がございます。

退職金につきましても、常勤職員は制度がございしますが、非常勤職員についてはほとんどの園で制度がない状況がございます。

一月当たりの労働時間は常勤職員では公立保育園は156時間、市社協運営とその他民間保育園等の常勤職員は160時間から168時間程度となっております。非常勤職員につきましては、シフト制で勤務しており、常勤職員と同様に勤務する者から二、三時間の短時間勤務者までさまざまな時間で職員が勤務しております。公立保育園の場合、1日当たり7.5時間勤務の者や、朝夕の2時間のみの勤務の者がおります。

最後に、時間外労働に対する支給に当たっての額や時間の上限等の制限をしているという施設はございません。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 公立保育園、社協の運営する保育園における正規雇用と非正規雇用の保育士の割合はどの程度なのか。また、正規と非正規の年収の差はどの程度なのか、お聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 市内保育施設におけます保育士の常勤職員と非常勤職員の割合でございますが、園長を除いた数で公立保育園の場合は、4施設で常勤職員17名、非常勤職員83名と、割合が1対4.9という状況でございます。市社協運営の保育園は3園で、常勤職員24名、非常勤職員41名で、ほぼ1対1.7の割合、その他民間保育園等の10園では、常勤職員が120名、非常勤職員が73名で、1対0.6の割合でございます。非常勤職員197名のうち、90名、46%がフルタイム勤務者、107名、54%が短時間勤務者となっております。

また、雇用形態別の年収を比較いたしますと、公立保育園では、常勤職員が約580万円、非常勤職員が約249万円と、約2.3倍の差がございます。市社協運営の保育園では、常勤職員が約387万円、非常勤職員が約258万円と約1.5倍の差があり、その他民間保育園等では、常勤職員が約275万円、非常勤職員が約172万円と約1.6倍の差となっております。

なお、これにつきましては、経歴、勤務年数等の条件調整は行っておりませんで、各施設の現状となっておりますが、勤務者の年齢や勤務年数で違ってまいります。公立保育園でも最も年齢の低い保育士が常勤職員の35歳に対しまして非常勤職員では24歳と、10歳以上の差があるという状況がございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） この問題の最後に、補助金をもし目的外に使っていることが発覚した場合、どのような対応をしているのか、あるいはとろうとしているのか、そのことについてお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 先ほど御質問の中でもお答えさせていただきましたが、施設が市から支払われた賃金改善のために職員に支払わなければならない額につきましては、個人別賃金台帳により支給を確認いたしますので、必ず個人に支払われるものと考えております。もし、個人に支払いが行われていない場合におきましては、先ほども申しましたとおり、翌年

度の賃金改善のための負担金の支払いはできないこととされておりまして、茨城県と調整を図りながら、未払い分の返還等の措置を行うことになるというところでございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、質問の第2に移ります。

公共事業等の入札及び契約についてであります。

根本市長は、昨年の市長選で、あすの牛久を考える会の会報「あした」の第2号を発行し、それまでの牛久市政に対するクエスチョンを掲げ、その中で、「現市長……」、すなわち当時の池辺市長のことで、「現市長と癒着している建設業者だけが莫大な利益を上げ、その利益の一部が市長に上納、牛久再生プロジェクトや政治資金パーティーの会費などにされるという、金銭で支配された政治が定着しています。現市長こそ、金権政治の王様です。さらに、市長の親戚や親族企業に対する利益誘導政治が行われているのです。学校給食のお米、プロパンガス、ガソリンもほぼ独り占め、これまでの長い年月、地域の小規模商店が納め続けてきた生活雑貨さえも、現市長の親族企業が横取りしているありさまで。これらの腐敗した構造の根源を絶ち、正常でクリアな牛久市を取り戻しましょう」と、主張されました。

私は、この主張に全面的に賛同するものであります。ぜひ、正常でクリアな牛久市を取り戻してほしいと思います。そこで、この利益誘導整備の面で、調査・改革の進捗状況はどのようなものか、お聞きいたします。

小坂城址の土地購入疑惑に関して第三者調査委員会を立ち上げたことはその第一歩と考えますが、その他の公共事業等の入札及び契約などに関する腐敗した構造に対する調査・改革の進捗状況を伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 入札及び契約の基本的なあり方については、平成27年第3回定例会における杉森議員の一般質問に対する答弁の中でもお答えしましたように、競争性によって担保される公正な価格を実現しつつ、地場産業育成の観点から市内業者が優先的に参加できるように配慮してまいりました。また、品質の確保についても、関係法令等を遵守することが必要であり、それを通じて市民から疑いを持たれることのないよう、より一層の透明性を確保することが必要であると申し上げたところでございます。

その後、1年余りが経過したところでありますが、入札契約についての考え方は変わることなく取り組んでいるところでございます。入札契約については、建設業法や公共工事の品質確保の促進に関する法律、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる担い手三法を初めとする関係法令等の改正が近年進んでいることから、引き続き情報収集に努め、

継続的な改善を進めることで、より一層の公正性、経済性、履行の確実性、透明性の確保に努めてまいります。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 根本市長は、選挙の後、「今後はノーサイドでやっていきたい」と言われました。もっともなことと思います。しかし、一部にはノーサイドについて誤解をされている方もおられるようであります。ノーサイドとは、憲法や地方自治法、政治倫理条例など法令に基づいてノーサイドなのであって、法令に対してノーサイドなのではありません。つまり、法令を守っても守らなくてもよいということでは全くないということであります。その意味で、腐敗した構造の一掃に期待している市民は大変多いと思いますが、その調査、この問題については今どの程度進んでいるのか。そして、今後どのように予定をしているのか。また、それは建設関係だけなのか。このことについて改めて質問をいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 調査・改革の進捗状況につきましては、まず、私は地場産業育成の観点から、市内業者が優先して参加できるように配慮いたしました。中には、さっき杉森議員が言われましたように、ノーサイドの意味がわからず、今でも、要は選挙のどうだこうだということを言ってくる業者さんもあります。ただ、具体的には指名競争入札については、特種な技術を要する専門性の高い工事は除き、原則として市内業者を選定しております。また、条件付き一般競争においても、市内業者が積極的に参加できるように資格要件を設定しております。いかに市内業者の皆様に参加していただけるか、また、入札参加者を多くすることにより競争性を高めていくかについての検討を行い、資格要件についても見直しを行っているところでございます。

今年度は、既に各業者の施行実績として認定する期間を従来の5年から10年へ拡大すること、また市外業者の参加も認める案件の場合の本店所在地要件を、これまで近隣市町村としていたものを竜ヶ崎工事事務所管内へ拡大すること、さらに参加可能業者に求める総合評価値を引き下げる等の要件緩和を行ってまいりました。これにより、入札に参加が可能な業者数がふえ、より競争性が高まることが期待されます。

また、大規模の工事においても、工種ごとに分離発注を行っています。このことにより一括発注より資格要件を緩和することが可能となり、市内の業者を初め多くの業者に参加していただくことが可能となりました。

今後は、業者に求める完成工事高なども要件の緩和を検討し、これから発注される工事案件について適用する予定でございます。

このように見直しを行ってございますが、引き続き情報収集に努め、継続的な見直しを進め

てまいります。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 先ほどの会報の紹介の中にもあったように、「現市長と癒着している建設業者だけが莫大な利益を上げ」ということは、癒着していないまともな業者は不利益をこうむっていたということになりますが、この面での調査は進んでいるのでありましようか。現在、不利益をこうむった何社かの業者が損害賠償のために、賠償請求のために裁判に訴え係争中とも聞いていますが、それはそれとして、市としては不当な扱いを受け不利益をこうむった業者への独自の調査が必要と考えますが、そのような調査をする予定はあるのでしょうか。このことについてお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） ただいまの質問でございますけれども、まず、今の御質問にもありました係争中の件につきましては、係争中ですので、お答えすることはできませんけれども、そういった不利益、不利益といいますか、実際は、そういった疑いのないように確認するというか、疑われるような状況を排除するというようなことが必要かと思っております。

ですので、現状、不利益をこうむったところについての調査というところでは、現状は考えてございません。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 市としての独自の調査はやるつもりもないということですね。そういうことで理解してよろしいんですか。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） ただいま答弁申し上げたとおりでございます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 10月22日の毎日新聞によると、水戸市の公共工事入札で、8月、落札できる下限を示す非公表の最低制限価格と業者側の応札価格が1円単位まで同額のケースがあったといいます。牛久市の場合は、同様のケースは発生していないのかどうか。また、そのようなことがないように、どのような対応策をとっているのか、お聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 最低制限価格制度とは、あらかじめ国の基準を準用した算定式等で最低制限価格を設定し、この価格を下回る入札を行った業者を落札者としないうことにより、工事の適正な履行を確保することを目的とした制度でございます。

平成26年6月に改正されました公共工事の品質確保の促進に関する法律におきまして、国

のダンピング対策として、低入札価格調査基準、または最低制限価格の設定などの必要な措置を講ずることが発注者の責務として明記されております。

当市におきましても、最低制限価格制度は既に導入済みでございます。しかしながら、これまでの契約締結における落札率の状況や履行が適正になされていることなど、ダンピングによる受注はないと判断できることから、運用には至っていない状況でございます。しかしながら、今後、ダンピングによる受注と思われる契約が行われた場合には、その後の入札について最低制限価格制度を運用することも必要であると考えております。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 現在、公共事業が少なくなってきている中で、新聞報道などによると、異常なたたき合いと呼ばれる応札価格の引き下げ競争、あるいは下請たたきが激しいとも言われています。その結果、低価格に見合った手抜き工事、手抜き業務が横行し、道路に穴があいたなどのニュースも聞かれます。あるいは、受注企業の経営が不安定化し、無理を続けて倒産に至るケース、また、受注企業が労働者の賃金水準を極端に下げ、委託契約を更新するたびに給料がダウンする、日曜・祭日に出勤しても1円の手当も出ない、時間外に働いても残業手当が出ないという状態、あるいは契約更新時に継続できなくなる場合のリスクを考えて、働く労働者をその都度解雇できる臨時・パート状態にしておくことも多いとも言われています。

地方自治法施行令は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要であると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けるとしてありますが、履行確保のためだけでは不十分です。

牛久市では、たたき合い、あるいは下請たたきなどの状況はどのようになっているのか。あるのか、ないのか、それも含めてお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 請負金額によりましては、工事の施行が見込まれない契約の締結である、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化等を招き、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障が生じかねません。また、建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、公共工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するおそれもあります。

当市におきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、落札率の状況や履行が適正になされていることなどから、ダンピング受注はないものと認識をしております。

今後も、公共工事の品質確保の促進とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて適切な対応をまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 公共事業の質の低下、受注企業の経営の不安定化、あるいは受注企業の労働者の労働条件の悪化を避けるために、千葉県の野田市は、2009年9月に全国初の公契約条例を制定いたしました。

私は、2009年の12月の定例会で、この公契約条例について一般質問で取り上げました。そのとき、私の質問に対して、当時の池辺前市長は、要略以下のように答弁いたしました。

「この契約条例を制定することについては、今のところ法的な定義はなく、現行法の労働基準法や低賃金法、その他関係法令等に基づいた上で、労使間の協議等により労働条件が定められているものと考えております。また、この労働者の低賃金問題については、一自治体の条例で解決できるものではなく、国が公契に関する法律の必要性を認識し法整備することが重要であると考えております。今後につきましては、適正な労働条件の確保は重要でありますので、公契約条例の制定につきましては、国の法制定や県・他市の条例化の動向を踏まえ、今後も調査・研究してまいりたいと考えております」とのことでした。

法的な定義がないとありますが、早くも1949年、戦争直後でございますが、1949年に国際労働機関（ILO）は、94号条約、すなわち、公契約における労働条項に関する条約を採択し、国や自治体といった公の機関が民間会社に公共サービスを委託したり、公共工事を請け負わせるに当たって、その地域の平均的労働条件を切り下げようとする契約を行ってはならないと定めています。

周知のとおり、ILOの条約と勧告は、狭義の国際労働基準を構成するものであります。日本政府は、その批准を拒み、国際的な労働基準の向上に背を向けていますが、当時の池辺前市長の市政は、それを容認するばかりか、地方自治体としての自主性もなく、国に追随しているに過ぎません。

他方で、今後も調査・研究していきたいということですので、2009年以来の調査・研究の結果を伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 公契約条例についてでございますが、この条例は、地方公共団体が職種ごとにあらかじめ最低賃金額を定め、発注する工事や業務委託等の契約相手方にその遵守を義務づける条例でございます。

公契約条例は、公契約における建設工事や業務委託の受注競争が過度に激しくなり、低価格での受注が増加したことに伴い、労働者の賃金が低下するという事態を受けて、平成21年9月に千葉県野田市が全国に先駆けて制定したもので、その後、他の地方公共団体におきましても同様の条例の制定が進んでいるところでございます。

公契約条例につきましては、入札契約時の過度な競争を抑制し、いわゆるダンピング等による入札を防ぐことで、公共事業を担う労働者の賃金等が不当に抑制されることを防止する観点から、意義のある条例であると認識しております。

しかしながら、一方では、条例の運用に当たり、多岐にわたる職種別最低賃金額を定める必要があるとともに、適用案件について、状況を調査するための行政側の運用コストが大きく、そのため対象となる案件が限定されるなどの課題もあります。

公共事業に携わる労働者に対する一定の待遇の確保につきましては、国におきましても、公共工事の品質確保の促進に関する法律を改正し、担い手の中長期的な育成及び確保を進めるための規定が追加されたことにより対策が行われているところでございます。

この法律を初め、他の法令等の状況、国や県及び他市町村の状況を踏まえて、引き続き調査・研究を重ねながら入札契約制度の継続的な改善を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時25分といたします。

午後2時09分休憩

午後2時24分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番池辺己実夫君。

〔11番池辺己実夫君登壇〕

○11番（池辺己実夫君） 改めまして、こんにちは。創政クラブの池辺己実夫です。よろしくお願ひします。私は、大きく分けて3つの一般質問をさせていただきます。1つが、公共施設のトイレについて、2つ目が、つくば市との連携について、3つ目が、ひたち野地区に新設する中学校の整備方針について、この3つを質問させていただきます。

それでは、質問通告書により一般質問いたします。

牛久市内の公共施設のトイレにつきましては、牛久駅東口トイレを初めとするシャトー通りや各施設におけるトイレをそれぞれの施設管理分野ごとに数多くの維持管理を行っております。市民がいつでも清潔で気持ちよく使用できるよう努力していることと思います。特に日々の清掃管理や消耗品の充実につきましては毎日注意しなければなりません。

そこで質問であります。先般、10月10日月曜日、体育の日に実施されました牛久地区の市民体育祭において、数多くの市民に対応すべく仮設のトイレ3基が設置され、私も含めて参加された方や応援に駆けつけた方から大変好評でありました。しかし、牛久運動公園広場事務室に併設されるトイレは、汚れがひどく、使用するのをためらってしまうほどでした。当日は、前日の豪雨によりグラウンドがぬかるんでいたことや、土足での使用となることから、ある程度はやむを得ないと思われそうですが、清掃管理の徹底を図る必要があると考えました。市民体育祭開催中にも、私も使用しましたが、数多くの市民から私のところにもたくさんの苦情がありました。

現状において、施設のトイレ清掃は市職員が行っているのか、また清掃業者への一括委託なのか。清掃の頻度と内容についての答弁を求めます。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 牛久運動広場のトイレ清掃につきましては、受付を含めた施設管理の業務、これ全般を受託しておりますNPO日本スポーツ振興協会の職員が毎日行っております。

10月10日に開催されました牛久地区体育祭につきましては、前日の9日に開催の予定が雨で順延されていまして。当日は、グラウンドが少しぬかるんでおり、靴に土が付着いたしました。これが原因でトイレの汚れにつながったものと思われます。

今後、こういう大人数が集まるイベントが開催されるときは、受託者の日本スポーツ振興協会に対しまして、1日に2回、3回と回数をふやして臨機応変に清掃を行うよう指示を徹底いたしまして、清潔感を保つよう十分配慮してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） また、市内公共施設の和式トイレから洋式トイレへの改修計画の取り組みについて、考えがあるのか、お尋ねいたします。

近年においては、中央生涯学習センター、文化ホールや女化運動広場、さらに小坂団地公園内あやめ園などのトイレが新設、改修されております。各施設の利用実態を把握し、使用者に適したトイレの改修を行うべき、その取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） トイレの改修計画についてお答えします。

現在、牛久市では、公共施設総合管理計画を策定中でございます。その中でトイレの改修等につきましても、各施設の改修時期を見定めながら順次行ってまいりたいと考えております。

議員の御指摘のとおり、和式トイレから洋式トイレへの改修は、今回の補正予算で国の経済対策の補助金を活用することができるようになったことから、平成29年度で実施予定であった下根中、そして南中学校の改修工事を前倒しで計上させていただいたところでございます。

現在、各家庭においての和式トイレが少なくなった状況から、学校ではトイレの利用を我慢してしまう子供たちがいると聞き及んでおります。まずはこういった問題を解消するため、さらには、各学校は災害時の二次避難所になることなども考慮して改修工事を実施するものでございます。

この2校のトイレ改修が完了することで、牛久市内の小中学校13校における校舎トイレの洋式化は一定水準まで達するものと考えております。

今後は、各トイレの老朽化や利用状況、災害時の避難施設となるかなどを考慮しながら、財源の確保とあわせて、計画的に改修していきたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） ありがとうございます。

1点、再質問なんですが、名前、ちょっとよくわからないんですけども、手洗いに手を入れて自動でとまる、環境にも優しいと思いますし、障害者もいいなと思う、そういった形の自動でとまるものに変えるような意向はあるのか、お聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 体育施設の関係でお答えいたしますと、手洗いへの自動停止栓の導入、これにつきましては、機能や価格など費用対効果を十分に検証いたしまして、今後の改修計画策定の際に判断してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 続きまして、2番項に、つくば市との連携についてお伺いしたいと思っております。

先般、近隣市であるつくば市において、市長及び市議会議員の選挙が行われ、新しい顔ぶれになったことは既に御承知のことと思います。市長選においては、初当選を果たした五十嵐立青氏、38歳で、茨城県内では最年少の市長であります。政策につきましては、衰退化が続くつくば市周辺部が挙げられ、まさしく牛久市と隣接する旧つくば地区と考えます。

既につくば市と一部地域において、コミュニティバスの巡回路線について相互連携し一部運行を行っており、さらに利便性を高める必要があると思われます。また、幹線道路の整備についても、都市計画街路、田宮中柏田線につくば市天宝喜地区への接続がなされ、牛久田宮地区

においては、本線と接続する、ただいま工事が進められている市道２３号線の整備が進められております。また、つくば市高見原の一部及び明神地区の一部の雨水排水整備についても現在進められており、こういった状況の中において、つくば市の旧荃崎地区は多種多彩にわたる生活環境の整備が必要とされますが、両市にとってプラスになる施策は何なのか、お互いに協力することが重要と思われます。

今後、つくば市との連携について、市長はどのような施策に取り組んでいくのか、お聞かせください。

○議長（市川圭一君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） つくば市との連携についての御質問でございますけれども、つくば市との連携につきましては、基本的に考え方が変わるものではございません。議員の御質問にございますとおり、公共交通につきましては牛久市のコミュニティバスかっぱ号は既につつじヶ丘ルートにおいて、つくば市内に３カ所のバス停を設置しております。これはかっぱ号の運行ルートの設定上、つくば市内を通行する必要がある、さらに運行ルート付近のつくば市民の要望に応える形でバス停の設置を行ったものです。つくば市の旧荃崎地区は、ＪＲ牛久駅を利用する方が多く、そのためにつくば市民の方にもかっぱ号を御利用いただいているのが現状でございます。

さらに、今年度からは、より広域的な公共交通の連携を図るため、つくば市、筑西市、桜川市、下妻市と常総市で構成する「公共交通網の広域連携を図る検討会議」に牛久市も加わり、協議を開始したところでございます。

また、公共交通にとどまらず、今後、どのような広域連携が可能かを研究・検討するため、つくば市、土浦市、石岡市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、阿見町、牛久市のつくば周辺の１２市町で構成する「つくば地域広域連携に関する研究会」にも参加したところでございます。

直接市域が接しているつくば市とは、公共交通、ライフライン、インフラ整備等で関連することが多いことから、今まで同様の良好な関係を維持していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○１１番（池辺己実夫君） 大きな第３項のひたち野地区に新設する中学校の整備方針についてお伺いします。

ひたち野うしく地区の中学校建設については、教育委員会のホームページに建設を行うこととなった経緯についての説明があります。ひとづくりや、子供たちへの教育環境を最優先に、

市の財源配分を見直すこと。建設コストは削減に努め、将来の生徒減少に際しては、施設転用の考えがあること。また、学校施設の複合化により子供たちを地域の全体で支え、地域のまちづくりにも貢献するコミュニティーの拠点としても考えていくとあります。

また、牛久市立ひたち野うしく中学校建設事業施設整備基本方針でも、健康かつ安全で豊かな施設環境を確保すること。総合的かつ長期的な維持管理等のコスト削減を考慮した施設とすること。小中一貫教育の学校運営が可能な施設とすることが記載されています。基本方針の中には、事業費は30億程度、その他の施設として床面積が500平米の幼稚園も記載があります。その後、公募型プロポーザルで最優秀者には東京の企業が決定し、その審査委員会の評価には小中一貫教育に要する動線計画、ユニバーサルデザインの徹底、豊かな学習環境を創出する木質化、合理的で経済的な構造設計などが高く評価されたとありました。

そこで、これらのことを受けて、プロポーザルの企業が決定するまでの経緯と基本設計の内容について、1つ目、事業費、財源の内容、市債、補助金はどれほどになるのか。2つ目、幼稚園はつくるのか。3つ目、コスト削減はどれほどなのか。4つ目、施設の複合化や転用ができるような設計なのか。5つ目、地域のコミュニティーとなるような設計なのか。以上の5項目について、答弁をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 池辺議員のプロポーザル方式での基本設計契約等に関する御質問にお答えをいたします。

まず、初めに、プロポーザル方式による設計事務所特定までの経緯につきましては、本年6月29日、第1回の「（仮称）牛久市立ひたち野うしく中学校建設事業プロポーザル選定審査委員会」を開催いたしまして、御質問にもありました中学校建設事業施設整備基本方針及びスケジュールを含めたプロポーザル実施要領を決定し、7月4日から参加表明書の受け付けを開始をいたしました。

7月13日の締め切りまでに合計22社からの参加表明がありまして、7月20日、第2回プロポーザル委員会におきまして、各設計事務所及び担当者の実績並びに設計方針等を審査し、第1次審査といたしまして13社に絞り込みをしまして、8月22日を期限として、技術提案書の提出依頼をいたしました。最終的に12社から技術提案があり、8月29日の第3回プロポーザル委員会におきまして各社からのプレゼンテーションを受け、提案内容について評価した結果、株式会社久米設計を最優秀者と決定したものであります。

基本設計の内容につきましては、校舎や体育館、給食室等の建物及びグラウンド、その他、附帯施設の配置計画、おのおのの施設の規模や構造並びに仕様等につきまして、事業費を含めて検討し決定するものであります。

事業費につきましては、さきの守屋議員の一般質問にもお答えいたしましたとおり、既に執行いたしました用地費あるいは基本設計費を合わせて約40億円を概算事業費として想定してございます。

続きまして、幼稚園につきましては、現在中根小学校内に位置する第一幼稚園が中根小学校の児童数増加により移転の必要性が生じることから、牛久市立幼稚園運営協議会を開催し審議した結果、ひたち野うしく地区またはその周辺部へ整備する必要があるとの答申をいただきました。この答申を受け、教育委員会で議論をした結果、新中学校用地内に幼稚園を隣接することが望ましいとの結論に達し、新中学校の基本設計の中でレイアウト等をあわせて検討することとしたものであります。

続きまして、コスト削減につきましては、現在実施しております基本設計の策定作業並びに平成29年度に予定しております実施設計の中でも、常に経済比較を行いながら詳細を決定してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

今回の施設の複合化、転用ができる設計かにつきましては、生徒数の増加による普通教室の増築はもとより、生徒数が減少した際には他の用途へ容易に変更できるような施設の構造並びに仕様で設計することとしております。

次に、地域のコミュニティーとなる設計かにつきましては、文部科学省では、中学校施設整備指針におきまして、保護者、地域住民等が学校運営やさまざまな学校の教育活動を支援する取り組み、コミュニティスクール等のための諸室も重要であるとしております。今回の中学校建設におきましては、「(仮称) ひたち野うしく中学校建設検討委員会」に近隣の行政区長さんにも参加をいただいておりますので、基本設計に対する意見を頂戴し、検討することとしておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 先般、全員協議会の席上で、土壌調査の結果がメールで送られてきたことが報告されました。第2回定例会においてひたち野うしく地区の中学校建設用地にかかわる残留農薬等の再調査及び住民に対する説明会の開催を求める決議が全会一致で可決されたことを受け行われた再調査です。これについては、10月初旬に地域の住民にも調査の様子を見学してもらえよう前もってお知らせして行われたことは、まさに開かれたやり方であったと執行部の対応に本当に感謝する次第です。

その土壌調査の詳しい内容と結果について、改めて答弁を求めます。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

今般、実施いたしました（仮称）ひたち野うしく中学校用地土壌調査につきましては、今年度、平成28年の第2回牛久市議会定例会におきまして議決されました決議案第2号ひたち野うしく地区の学校建設用地、タキイ種苗跡地になりますけれども、それにかかわる残留農薬等の再調査及び地域住民に対する説明会の開催を求める決議の趣旨に沿うべく実施をしたものであります。

調査内容につきましては、まず、敷地全体を30メートル四方の53区画に分け、さらに1区画を10メートル四方に分け、1区画当たり原則5カ所の土壌を採取し、等量、同じ量を混合したものを1試料とし、合計234カ所の土壌を採取し、53検体につきまして、土壌汚染対策法第2条第1項に規定する第3種特定有害物質、農薬となりますけれども、これについて調査をしたものであります。結果につきましては、いずれの項目につきましても不検出ということであります。

また、タキイ種苗が畑の散水用として使用していた井戸水につきましても、水道法の規定に基づく水質基準項目51項目及びアンモニア態窒素、水質管理目標項目25項目及び農薬類120物質の検査を実施しておりますが、特に問題となるような物質は検出されておられません。

なお、これまでに実施いたしました調査費用ですけれども、ひたち野うしく小学校駐車場整時の2カ所の土壌調査費用が30万2,400円、今回の中学校用地の土壌調査費用が312万1,200円、井戸水の水質検査費用が42万1,621円となっております。

何とぞ御理解賜りますように、お願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 答弁をいただいた内容から、土壌対策法に基づく検査の第1種、第2種、第3種のうち、農薬の第3種についての調査だけが行われたようですが、ところで、執行部は、ホームページで「ひたち野地区の中学校建設に係る補正予算について」という臨時会での議案質疑の中の説明として、土壌汚染について次のように答えています。

「当該土地の一部をひたち野うしく小学校の駐車場として賃借し使用していますが、駐車場整備に際して、念のために土壌汚染対策法に基づく方法で2つの地点の調査を行いました。いずれの項目も不検出または検出限界以下という結果で、心配はないと判断しています。

なお、当該地区はもともと土壌対策法適用の有害物質使用特定施設には当たらず、今回の調査は、牛久市が任意で行ったものです」ということであります。

この件についても大変評価し、感謝をいたします。しかし、小学校の駐車場の整備に際して、念のため、土壌対策法に基づいて第1種、第2種、第3種までの全ての項目を行ったにもかかわらず、それなのに、なぜ子供たちが過ごす中学校の用地に関しては念のための調査を行わな

いのか。私としては大きく疑問が残ります。

いま一度、執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 池辺議員の土壌調査の考え方に関する御質問にお答えをいたします。

ひたち野うしく小学校駐車場整備に際しまして実施いたしました土壌調査につきましては、当該地は土壌汚染対策法に規定する有害物質使用特定施設には該当しておりませんでした。市の自主的な調査として、土壌対策法第2条第1項に規定する土壌調査を実施したものであります。調査地点は、現在の中学校用地（タキイ種苗牛久農地跡地）の南東部の低地部分で実施をしておりますが、いずれの項目も不検出または検出限界以下となっております。また、タキイ種苗ではあくまで野菜の種や苗の農場として利用していた土地であること、かつ、一般の農家と同様に市販の農薬を使用していたこと。また、当該用地につきましては、平成26年7月より、牛久菊花会の皆さんへ菊の栽培及び育苗、展示のため貸し出しをしておりますが、現在に至るまで、菊の栽培等に際し土壌の汚染や異常等に関する苦情や御意見等をいただいたことがないことを考慮いたしますと、土壌汚染対策法に規定する第1種及び第2種の調査は不要と考えております。

最後に、当該中学校用地につきましては、11月8日付で、茨城県廃棄物対策課に対しまして土壌汚染対策法に基づく「土地の形質変更届」を提出しておりますが、去る11月29日、「当該届け出について審査したところ、現時点で、当該地が「土壌汚染のおそれがある土地」でない旨、確認いたしました」との回答をいただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 住民への説明会を行うことと思いますが、その開催の日程や場所、内容について、具体的なものがありませんでしたらお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 住民への説明会に関する御質問にお答えいたします。

新設中学校に関する住民への説明会につきましては、現在作成中の基本設計が一般の方に御提示できる状況となった時点でぜひ実施をしていきたいと考えておりますが、現時点では、詳細に関しましてまだ決定をしておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） ひたち野うしく地区の中学校建設用地は農薬以外の調査は必要ないとお考えのようですが、子供たちの安全安心のために、小学校の駐車場の整備の際のように念のための調査を行う、そのことが大事なのではないでしょうか。あくまで市民のほうを向いて、市民の立場に立った調査が必要だと思っています。これは答弁、結構です。

細かくいろいろ説明していただいてありがとうございました。これで私の一般質問を終了します。

○議長（市川圭一君） 以上で、池辺己実夫君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

午後2時56分休憩

午後3時10分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、8番須藤京子君。

静粛をお願いいたします。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 改めまして、こんにちは。市民クラブの須藤京子であります。本日は、質問者が5人と十分な時間をとっていただき、なおかつ、事前には休憩もとっていただき、十分な体制で行いたいと思いますが、質問は明瞭簡潔に行いたいと思っております。

それでは、最初に、スポーツ活動の活性化について質問をいたします。

近年、都市化、生活の利便性の向上などの影響を受けて運動不足に陥りやすい生活環境が進み、現代社会では体を動かす機会が減っています。特に子供の体力の低下は将来的に国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下など、心身の健康に不安を抱える人々がふえ、社会全体の活力が失われる事態が危惧されるとまで言われています。

スポーツは社会性、ルールを尊重する精神、自己責任、フェアプレー精神を育み、他者との共同や仲間との交流は他人への思いやりを育みます。また、コミュニケーション機会を増大させ、コミュニケーション能力を育成していきます。スポーツを気軽に楽しめるような社会、誰もが、いつでも、どこでも、スポーツに親しめる社会が理想と言えると思っています。

現在、牛久市ではスポーツに関する施策は、スポーツ振興基本計画の第3期中期計画に位置づけられております。計画の趣旨では、スポーツの振興が運動広場や体育館の整備、市民スポーツの振興から、スポーツを媒介とした市民の交流を目的にするなど社会的な便益を求めるよ

うになってきていると述べています。こうしたスポーツの流れを踏まえ質問をしてまいります。

1つ目は、交流人口の増加の視点からのスポーツ活動について質問を行います。

まず、スポーツイベントの活性化です。ことし2月に策定された牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略に、基本目標2、「牛久への新しい人の流れをつくる」の中には、交流人口の増加を掲げ、イベント、スポーツ、文化を活性化するという具体的施策がうたわれております。

各地で一流の競技スポーツ、プロスポーツの開催がまちづくりに大きく貢献しています。これらは子供のみならず、多くの人々に夢や希望、勇気を与えています。全国規模のレベルの高い大会を誘致できれば、みずからがスポーツをする楽しみと一流のすばらしいスポーツを見ることを楽しむことができ、多くの観客を誘致できます。

牛久市でのスポーツイベントは、牛久シティマラソンや牛久かっぱドッジボールが開催されていますが、集客に関しては課題があると思われます。現在は、牛久運動公園野球場の整備が進められ、新たな展開も期待されているところであります。そこで、牛久市のスポーツイベントの活性化策について、市の取り組みをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） スポーツイベントの活性化についての御質問にお答えします。

牛久市では、平成28年4月に野球場がリニューアルオープンし、プロ野球イースタンリーグ公式戦を皮切りに、首都大学野球公式戦、茨城県高校野球秋季大会などさまざまな大会が開催されております。また、毎年開催されている牛久シティマラソン、ことしは谷川真理様が参加し大会に花を添えることになっております。参加者が4,500名を超える市の一大スポーツイベントとして定着しております。

中でも、牛久シティマラソンは、第36回からはジョギングの部を新設し、それまで参加できなかった小学生低学年もマラソン大会に参加できるよう変更いたしました。その結果、親子での参加が増加し、より多くの市民の皆さんが参加してくれるようになりました。また、前回大会からウオーキングの部のコースをリニューアルし、市内の「いばらきヘルスロード」認定区間を取り入れるなど、市民の皆さんが気軽に参加できる大会を目指しております。

今後のスポーツ振興につきましても、「する」スポーツのみならず、「観る」スポーツを積極的に実施し、あわせて市の商工観光振興事業と連携することで新しい人の流れをつくり、まちづくりに大きなインパクトを与えることができます。これらを実現するため、トップレベルの大会の誘致を初め、牛久市のスポーツイベントのさらなる活性化を図ってまいりたいと思います。

私もシティマラソンには参加しますので、議員の皆さんにも、もし自信のある方は参加願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 市長から、私たち議員ももっとスポーツに親しむようにというお言葉、身にしてみても、どきっといたしました。

それでは、今、お答えいただきましたように、シティマラソン、いろいろな形で変化していくということですが、こういったプロ野球のイースタンリーグ、そちらの招聘もあったということで、こうした新しいイベントを招致するには、誘致するには、そうした母体というものがあるのかどうか。文化関係では、文化公演などは文化協会が主体となつてさまざまなイベントをやっているんですけども、牛久市のほうではこうした体制というのはどういうふうになっているのか伺います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 市内にいろいろなそういう大きな大会を誘致するといった場合、これからいろいろあると思うんですけども、今現在では、それを中心となつて誘致するというようなそういう組織立ったものはございません。これまでは、例えば野球なら野球関係の方々を中心とした方がそういうことをやっていたいたり、今後、サッカーでもそうなるかもしれませんし、いろいろな部分で出てくると思うんですけども、いずれにしても、今後、そういうものが必要かどうかも含めて調査・研究していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 牛久市の策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略の中にこうしたことをつくっていくということであつておりますので、ぜひ、そういった新しい試みもやっていていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、いきいき茨城ゆめ国体を見据えた活性化について伺います。

2019年には、茨城県が会場となりいきいき茨城ゆめ国体とゆめ大会が開催されます。牛久市では、軟式野球と空手の開催が予定されております。現在、これらの開催に向け、既に野球場が整備され、武道場の建設が始められようとしております。前市長時代には仮設の施設とされていた武道場ですが、県の補助金もついて本格的な建設の運びとなりました。東京オリンピックでは、開催に当たって経費をどう削減していくかが問題となっておりますけれども、牛久市では、将来的にほかの利用法を考慮した施設となるようで、市民の一人としては負の遺産とならないよう考えられていることに安堵しております。

今回の質問の趣旨はソフト面での質問となりますので、そちらのほうで今後の国体開催に向けた準備状況がどうなっているのかをお示しいただきたいと思います。また、これら開催され

る競技をより深く理解するための手引きや各県代表との交流など、一層盛り上げていくための手段はどのようなことが考えられているでしょうか。そして、さらに、国体を契機とし競技スポーツの振興を図っていくことも子供たちに夢を与えることにつながると思いますが、どう考えておられるのか伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） このような大会、国体、それから先ほどありましたけれども、やはりハード面も大事でございしますが、ソフト面も大事でございします。そのソフト面の一つの流れといたしまして、野球に関する、一応、来年にまたイースタンリーグのオファーが今2チームほどあります。また首都大学野球においてもぜひまた開催してほしいというオファーが来ています。

このように、ソフト面、いきいき茨城ゆめ国体を見据えた活性化についても、平成31年に開催が決定されていますいきいき茨城ゆめ国体についての準備状況についてでございますが、平成28年3月17日に牛久市準備委員会を立ち上げました。現在は、この準備委員会を今年度中に実行委員会へと移行する計画でございます。実行委員会に移行された後、競技運営、宿泊輸送などについての専門委員会を設置し、3年後の本大会開催に向けて準備を進めていく予定となっております。

次に、国体開催に向けての機運向上についてですが、さきに答弁させていただきましたように、実行委員会設置の中で、市民による大会支援運動についての専門委員会を設置する予定でございます。この委員会の中で、茨城県で進めている「花いっぱい運動」のような活動を通じ、国体開催に向けた機運向上、PRを考えております。また、国民体育大会・空手道・軟式野球に関して、広報うしくやホームページ、FMうしくうれしく放送などを通じ市民の皆様へ広報していくことも検討しております。

各県代表との交流については、大会期間中、1競技の開催期間が2日、3日と短期間でありますが、この間、選手には入賞を目指して競技に集中しているため、時間の確保が大変難しいと考えておりますが、しかしながら、各種目での県代表選手等のトップアスリートとの交流などというのは、競技スポーツ振興、特に将来のトップアスリートである子供たちへの財産となると考えておりますので、開催の時期は検討しなければなりません。競技の指導や体験教室、デモンストレーションなどの企画及び国体のハイレベルな競技を児童生徒に間近に観戦させることや、競技技術向上のためのアドバイスを行うなど、大会や競技への関心を高める施策を検討し実施してまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今御答弁いただきましたけれども、武道場は新しい施設が建設される

ということで、完成したときにプレ大会のような形で行われるのかなというふうにも推察したんですけども、完成した暁にオープン記念のような、そうしたようなものが行われるのかどうか。これも今後ということになるのかもしれませんが、その辺はどうでしょうか。

それから、小中学校の児童生徒、本当に一流のスポーツを見るということが、なかなか、例えば空手などは難しいというふうに思うので、関心のある児童生徒だけではなくて、何らかの形で触れ合えるような、期間が短いというふうにおっしゃっておられましたけれども、考えていただけるといいなというふうに思うんですけども、これも市民のほうの支援、そうした委員会の中で行われるのか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 竣工式典ですとか、こけら落としということでございますけれども、今、実際、実施設計を行っている段階でありまして、発注時期及び竣工時期、この目標はあるんですけども、今後、スケジュールがある程度確定した後に、庁内関係各課及び関係する団体等との協議を踏まえて実施に向けて調整を図ります。

それ以外に、小中学生の生徒の触れ合う場、これにつきましても、先ほど市長がお答えしたとおり、いろいろな委員会がございますので、そういう中ででもそういうことを提案して、やれるかどうか十分検討していきたいというふうに思います。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それぞれ2019年に向けて、今後ということになると思いますので、こうした機会を本当に施設をつくった、今オリンピックで「レガシー」ということが言われておりますけれども、ソフト面でもレガシーをつくっていただきたいというふうに切にお願いをして、次に、質問移らせていただきます。

次に、健康づくりの視点からのスポーツ活動ということで、牛久運動公園体育館トレーニング室の活性化について伺います。

スポーツを行うことは、先ほども申し上げましたように、体の健康維持、体力増進、運動能力向上につながります。体を動かすことによる爽快感、達成感、満足感、連帯感、ストレス発散等、心の健康、精神的充足にも役立っています。市の第3期中期計画には、健康体力づくり事業の充実を図ることが示され、高齢期の健康的な生活を築くために生活習慣病の予防につながる中高齢者向きのエアロビ教室やいきいき健康教室などの健康づくり事業の充実を図るとの記述があります。

現在は、牛久運動公園体育館内にトレーニング室が開催され、健康維持、体力増進などに取り組む市民が日々汗を流しています。安価な負担でさまざまなトレーニングに励むことができ、毎日のように通っている市民の方がいらっしゃいます。しかし、一方で、なかなか継続できな

い方もいらっしゃいます。トレーニング室では基本的な指導は行われておりますけれども、基本は本人が自発的にやるものであります。それゆえ、トレーニングの継続は、本人の意思に委ねられることになり、目的意識の低い方は足が遠のく結果となるようです。

そこで、通うことが楽しみとなるような仕掛けがあれば、通いやすくなるのではないかと考えます。現在は、ショートプログラムが組まれていたりしますが、さらに充実させる必要があると考えます。トレーニング室の活性化のための方策について伺います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 現在、牛久運動公園の体育館トレーニング室におきましては、毎日のショートプログラムに加えて、毎週月曜日・水曜日にエアロビクスの教室を開催しております。その他、ヨガ教室、ウエートトレーニング機器やランニングマシンも設置しております、多くの市民の皆様にご利用いただいております。

通うことが楽しくなるような方法といたしまして、自分なりの目標を見える化して継続することで、その目標に到達したときの満足感を感じていただいたり、ランニングマシンを使って走った距離を使ったイベントなどを定期的に開催するなどがあると思います。トレーニング室に通う目的が明確になれば、通う楽しさ、継続することの楽しさが実感できるようになると考えます。

また、利用者へのスタッフによる声かけなども工夫することなど、現場の環境を整えることを委託業者とともに検討いたしまして、気軽に訪れることができるようなトレーニング室にしたいと思っています。

そのほかにも、牛久市では、「かっぱ体操」、「アクアサンデー」など、市民の健康づくりのための事業を進めておりますので、これから関係各課との連携を密にし、通うことの楽しさ、続けることの大切さを実感してもらえるような施策を検討してまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 市内には女性専用のフィットネスジムがありまして、ここがかなりの人気だというふうに聞き及んでおります。ここでは、ジムを利用する女性たちが効率よくさまざまな器具を使い、楽しみながら体を動かし、体力の増強、機能低下の改善を図っているようです。

こうした民間のノウハウを学ぶことも、こうしたトレーニング室の活性化には一つの方法ではないかというふうに思います。答弁の中にも現場の声かけなど現場の環境を整えていきたいということがありましたけれども、やはり定着するなりの仕掛け、目標を設定するには、目標を設定するなりの働きかけが必要だというふうに思いますけれども、ここの委託先にNPO法

人が当たっているわけですがけれども、そういうことも含めて、NPO法人がそうした役割を担っていきけるような団体であるのか、そういったことが行えるような状況にあるのか再度伺います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） ただいま牛久運動公園の体育館のほうでトレーニング等を委託している日本スポーツ振興協会につきましては、実際のスタッフといたしましては健康運動指導士等が配置されておりまして、専門的なアドバイスなり、プログラムをつくるということができております。

先ほど、お話ありました女性の方のよく入るスポーツクラブ、これはいろいろなスポーツの器具を丸く並べまして、それを順番に使っていくような、そういうような器具なんですけれども、そういう形も、今、多少取り入れてはおります。そういう意味で、いろいろなところでいろいろなノウハウ、そういうものをこちらからもいろいろ研究いたしまして、取り入れられるものは、いろいろな部分で市民のためになるものは取り入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 実は、私もそのトレーニング室を利用したことがあったんですがけれども、見事に頓挫しましてなかなか通い切れなかったという経験があります。同じような方がいらっしゃるって、一方で、本当によくランニングマシン、そういうことを使って一生懸命やっている方、毎日のように行っている方というのも私の知り合いの中におりますので、やはりこの目的意識をどうやって持つのかというのが十分重要になってくるというふうに思いますので、その点をNPO等も含めて一般市民の方に働きかけていただけるようお願いをしたいと思います。

それでは、3点目に地域づくりの視点からのスポーツ活動について。

地域型総合スポーツクラブとしての取り組みを伺います。誰もが、いつでも、どこでも、スポーツに親しめる社会、スポーツを通して子供から高齢者まで地域住民が世代を超えて交流を深めていくことは地域社会の活性化、再生につながります。高齢者がスポーツにより生きがいを持ち、元気に老後を送ったり、地域の人と交流したり、スポーツは人との交流にとって欠かせない絆をつくっていきます。

生涯スポーツ社会の実現に向け、一人一人の興味、関心、目的に応じて、週1回以上、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に継続的な運動やスポーツを实践できる社会が求められ、国が進める総合型地域スポーツクラブの構築が理想であり、時代の要請であるとも言われています。

牛久市でも総合型地域スポーツクラブの位置づけがなされておりますが、市の目指しているものとはどのようなものでしょうか。現在の取り組み状況、時代の要請にかなっている運営が行われているのかを伺います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 総合型地域スポーツクラブの取り組みの御質問にお答えいたします。

市といたしましても、生涯スポーツ社会の実現のために、いつでも、誰でも、どこでも、スポーツ活動ができるような環境の整備を目標としております。その取り組みの一つが総合型地域スポーツクラブであると考えております。

市内には、岡田地区、奥野地区の各スポーツ交流会、牛久地区の生涯スポーツ推進委員会が総合型の地域スポーツクラブといたしまして活動しております。これらのクラブは、地域の住民がスポーツを通じて健康増進を図ることや、地域コミュニティのスポーツを通じた活性化を目的として活動しております。

現在、市内各クラブの活動は、イベント型の活動が中心となっております、いつでも、どこでもという部分につきましては不足していることは否めません。生涯スポーツ社会の形成には、いつでも、どこでもという観点は重要なファクターだと考えておりますので、これらを取り入れていけるよう、各クラブと協力・連携をいたしまして、これからの地域社会の活性化、市民の健康増進のためにこれまで以上に寄与できる総合型地域スポーツクラブとして活動できるよう支援してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、御答弁の中でも、こうした牛久市の総合型地域スポーツクラブがイベント型に近いものだということの市としての認識というものはおありになるんだなというふうに伺いました。

このスポーツクラブが、今現在行っている、大きく言えば、市民運動会とか体育祭、そういうものとか、グラウンドゴルフ大会、そうしたものが多く、各地区でいろいろな形で行われているというふうに思うんですけれども、御答弁の中にありましたように、日ごろのスポーツ活動への推進という点では若干弱いというふうに私も認識をしております。

そこで、こうした日ごろの、日常のスポーツにつなげていくためには、今牛久市の中では、地域のスポーツ推進委員さんが結構いらっしゃるので、この方々の御協力を仰ぐというのも重要じゃないかなというふうに思うんですけれども、今、このスポーツ推進委員さんとスポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブの関係の中では、活動量とか、そういうものも含めてどん

な状況になっているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 総合型地域スポーツクラブとスポーツ推進委員さんの関係ということでございますが、各3地区の総合型地域スポーツクラブそれぞれに、今現在、スポーツ推進委員さんがその中核となって中に入っております。その中で、いろいろな事業のイベント内容ですとか、そういうものの計画ですとか、そういうものに携わりましてコーディネートの役をしていただいているというようなことでございまして、ただ、おっしゃるように、イベント型ということで、なかなかいつでもという部分がなかなかできない。今後の課題といたしましては、やはり常駐して何かの形でそういう、いつでも行けばそういうスポーツができるような、そういう場所を総合型地域スポーツクラブとしても考えていくということが必要なんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今の総合型地域スポーツクラブとの関連ということになると思うんですが、次の地域の集会所等の活用ということに移らせていただきます。

地域では、行政区集会所等を活用してグラウンドゴルフやラジオ体操などを行われているところもあるというふうに思っております。市内各所でこうした取り組みを奨励し、身近でスポーツに親しむことができるよう進めていく必要があると思っております。地域の集会所等の活用について、こうしたスポーツ推進委員さんを中心とした活動につなげていくということも考えられると思いますが、地域の活用、地域の組織の活用とか、そういう点から見た、いつでも、どこでもというスポーツのあり方について伺います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 地域の集会所等につきましては、地域住民の一番身近な施設でございまして、市や民間のスポーツ施設ばかりでなく、集会所施設においても、スポーツに親しむ機会をつくることできれば、地域の交流をさらに深め、地域社会の活性化、地域住民の健康増進につながることを思っております。特に高齢者の方に身近な場所でスポーツに親しむ機会を提供していくということが大変重要であると思えます。

市内行政区の中には、かっぱつ体操やラジオ体操など、集会所施設を活用した身近な健康運動事業を実施している行政区もございます。

今後は、市内3地区で活動している総合型地域スポーツクラブであるスポーツ交流会等で実施するスポーツ健康事業を行政区集会所施設を活用して実施していくことをあわせまして、行政区等が実施するスポーツ健康事業等において、スポーツの指導者等の派遣要請ですとか、協

力依頼があった場合には、積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） ただいまの質問ですけれども、私の住んでいる地域では、毎朝、ラジオ体操を行い、そして地域のシニアクラブの方々が中心となっておりますけれども、グラウンドゴルフをやったり、ヨガをやったり、卓球をやったり、太極拳をやったりというものを行っているんですね。これはたまり場政策の一つとして行われているので、いわゆるスポーツの推進というものとはちょっと離れるかもわかりませんが、それでも、こうしたスポーツの推進につながっていくものと考えておりますので、今、次長のほうから御答弁いただきましたように、専門の方々が地域の中に出向いていって、そうした取り組みになお一層御尽力いただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次に、2番目の「教育センターきぼうの広場」について質問をしてまいります。

本年9月14日、文部科学省から不登校児童生徒への支援のあり方についての通知が、県教育長及び県知事に出されました。通知では、「不登校児童生徒への支援につきましては、関係者においてさまざまな努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております」として、専門家による不登校に関する調査・研究協力者会議を発足させ、本年7月に不登校児童生徒への支援に関する最終報告、一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進を取りまとめたとされております。

牛久市では、不登校児童生徒への支援を教育センターきぼうの広場で行っているところであります。まずは、不登校児童生徒への支援について、不登校児童生徒への支援と学校・家庭への対応に關しての質問を行います。

文科省の通知には、「不登校児童生徒への支援の基本的な考え方の中で、支援の視点として、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒がみずからの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があること」と述べています。また、「既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校ICTを活用した学習支援、フリースクール、夜間中学校での受け入れなど、さまざまな関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと」と、具体的な取り組みを示しています。

まさに、教育センターきぼうの広場は、文科省の方向性に合致した取り組みを行っている

思っております。そこで、牛久市における不登校児童生徒への支援の現状と学校との連携、家庭への対応について伺います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久市における不登校児童生徒への支援と学校・家庭への対応についてお答えします。

「人は安心できる環境で最もよく学ぶ」と言われています。牛久市では全市を挙げて、各小中学校で不登校対策の大きな柱となる人間関係づくりを授業を通して行っています。

教育センターきぼうの広場でも、この授業の中での人間関係づくりにかかわったり、学校と連携して学校生活不適応や発達障害などの課題がある児童生徒やその保護者に対する相談活動の実施、不適応状態の児童生徒への適応指導などの学校への支援に努めております。

きぼうの広場の相談活動は、昨年度は約2,100件でした。保護者や児童生徒の悩みに寄り添い、助言したり、相談結果をもとに学校と連携することで不登校を未然に防いだり、発達検査などに努めています。

しかしながら、学校へ足が向かなくなってしまう児童生徒がいることも事実で、適応指導教室きぼうの広場では、そのような児童生徒に対して、学校復帰や社会復帰を目指して、一人一人の状況に合わせ、スポーツや創作活動などをスタッフが寄り添いながら行ったり、学習支援の観点から、ICTを活用したドリル学習も行っていたりします。また、パソコンを使って学校の様子をライブで配信し、学校と広場をリアルタイムでつないだりしています。

学校への支援では、学校の要請に応じて、きぼうの広場のスタッフが学校訪問を行い、気になる子を見取りを行ったり、不適応が見られる場合には個別のケース会議を開き、支援策を学校とともに検討したりしています。また、昨年度は、延べ165回、きぼうの広場に学校の先生方が来所し、適応指導教室に通所している子供たちとの交流やスタッフとの情報交換を行いました。

そこでは、本人や保護者と相談しながら一人一人に応じ目標をつくり、スタッフとともに放課後登校や短時間登校などを行い、学校復帰につないでいます。教育センターのみで対応していくことが困難な場合は、こども家庭課や医療機関と連携をとりながら、定期的にケース会議を開き、支援策を検討しています。

このように、家庭や学校との連携に加えて、関連機関との連携を進めながら、その子供の自立を目指しています。

これらの結果、昨年度は不登校になって適応指導教室きぼうの広場に通所した児童生徒の約4割が目標をもって、定期的に学校に登校できる状態になりました。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 牛久市の教育センターきぼうの広場の取り組みによって4割の児童生徒の皆さんが学校に通えることができたようになったということは、とても心強いことだというふうに思います。今の御答弁の中でも、それぞれ一人一人に応じた目標をつくったり、さまざまな、放課後登校、そうした取り組みを行って復帰につなげていくというような御答弁がございましたけれども、この辺のもう少し具体的な内容をお示しをいただければというふうに思います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 不登校の子供たちでありますので、登校支援に関しては、子供たちは本当に不安を大きく抱えています。信頼関係を持ったスタッフが一緒になって再登校の計画をつくったり、不安を聞きながら、その対応を検討していく、そういったことをしながら子供たちに勇気を持って再登校できるようにしている、そんな状況があります。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 次に、義務教育終了後の生徒とのかかわり、ひきこもりを防ぐ対策について伺います。

文科省の通知では、中学校卒業後の支援についても言及しています。1、高等学校入学者選抜等の改善、2、高等学校における長期欠席・中途退学への取り組みの充実、3、中学校卒業後の就学・就労やひきこもりへの支援の3項目が挙げられ、中でも中学校卒業後の就学・就労やひきこもりへの支援については、中学校時に不登校であり、中学校卒業後にも進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受け皿が必要であること。また、関係行政機関等が連携したり、情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要であることとされています。

それでは、牛久市での取り組み状況はどのようになっているのか。義務教育終了後のこうした生徒をどう支援しているのか伺います。

また、将来的にひきこもりへとつながらないよう未然に防ぐ対策も重要と考えておりますが、これも対応できているのか、お伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 不登校の子供たちの中には中学校卒業後、なかなか支援する人がいなくなってしまってひきこもりの状態で成人を迎えるという人もいます。牛久市のきぼうの広場では、中学校卒業後も必要に応じて継続的なかかわりを持っています。昨年度、不登校で適応指導教室きぼうの広場に通所していた中学3年生12名のうち、11名が高校等希望の進路

に進学することができました。1名、在家庭の生徒もありますが、今年度も引き続きかわり続けております。また、きぼうの広場の利用者は、中学校卒業後もスタッフの補助的な立場をとる卒業生ボランティアという形できぼうの広場とかわりを持てるようにしています。通信制や定時制高校に在籍している高校生や大学生が現在も3名登録して活動しています。昼間の時間にきぼうの広場に来ることで、生活習慣の乱れやひきこもりの予防となっているほか、後輩たちの役に立っているということで、自己有用感や自己肯定感の向上にもつながっていることと思います。

卒業生ボランティアが活躍していることは、現在、適応指導教室を利用している児童生徒やその保護者からも中学校卒業後の生活のイメージを持てるという声が聞かれ、とてもよい効果をもたらしています。

さらに、今後、中央図書館と連携を図りながら図書館での居場所づくりも始める予定です。さまざまな方法を検討しながらひきこもり対策も考えていきたいと考えています。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、御答弁の中で、卒業生ボランティアという、こうしたきぼうの広場に通っていた生徒さんが、その後、卒業してから自分たちの経験も踏まえながら後輩たちと接触することによって、自分たちの生活をもまた豊かなものにしていくという、この取り組みは本当に素晴らしいというふうに思います。

私などがかわっている障害者の中でも相談事業はピアカウンセリングといって、やっぱり当事者自身がカウンセリングをお互いにすることによって、相談する側も、それから、される側もともに成長していけるというような実態がございますので、こうした取り組みは、今ちょっと人数としては少ないのかもしれませんが、広げていただけたらというふうに思います。

文科省のほうの通達にもありましたけれども、高校に行ってから、その方々が再び不登校に陥るような可能性というのは高いというふうに言われておりますけれども、そうした、牛久市でかわるのは義務教育期間、大変重要だというふうに思うんですが、この卒業生ボランティアだけでなく、気軽に何かあったときにはきぼうの広場のほうに伺えるような状況になっているのか、その点を再度伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 昨年度、きぼうの広場の卒業生は12人全員、今年度に入ってから制服姿を見せに来てくれたり等、新しい進学先での状況の報告に来てくれております。もちろん、その後、学校生活、高校に行ってから苦戦する子供も何人もおります。何かあればいつでも相談に来てくださいと保護者や子供たちに声をかけている状況でございます。そういうこと

をこれからも続けていきたいと思っています。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、次に、軽度発達障害児への対応ということで、学校とのかかわりについて伺います。

近年、不登校が減らない理由の一つとして、不登校と発達障害との関連が指摘されております。平成15年、今後の不登校への対応のあり方について（報告）というもので、文部科学省はLD、ADHDと不登校との関係を視野に入れる必要性を初めて明記しました。発達障害のある児童生徒の不登校への支援策については、さまざまな先行研究が行われ、一般的な不登校への支援策とは異なる部分があると指摘されております。彼らの感じている世界は、一人一人全く異なるため対策が一般化しにくいとも言われております。不登校となった発達障害の児童生徒に対しては特に個別の支援が必要とされます。

そこで、発達障害の児童生徒が不登校に陥らないための予防的な支援及び不登校状況からの学校復帰に効果的な教育的支援のあり方を助言していくため、豊富な経験や研究の積み重ねにより支援のノウハウを身につけていくことが求められます。

きぼうの広場が果たしている役割は何か、学校とのかかわりにおいてはどのような対応がなされているのか、人材は確保されているのか、お伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 軽度発達障害の子供たちは、支援教室で特別な支援を受けているばかりではなくて、一般の普通の教室で普通の友だちとともに授業を受けている児童生徒が6.5%いると言われております。牛久市の児童生徒数に置きかえますと、約440人程度が何らかの苦戦をしている状況にあり、不登校にもつながっていると思われれます。

本市では、発達障害等の特別な配慮が必要な子の早期発見、早期支援のため、保幼小連携事業の一つとして、幼児の巡回相談を行っています。市内24の保育園、幼稚園、認定こども園にそれぞれ年5回ずつ、臨床心理士や言語聴覚士などの専門家が訪問し、幼児の行動観察をし、所員や保護者との相談活動を行っています。この相談活動の情報はきぼうの広場の特別支援の担当者とも共有されます。

幼児の状況に応じて、きぼうの広場においても発達検査を行い、結果をもとに保護者と就学相談を行っています。検査の件数も年々増加し、昨年度は79件、本年度は半年で既に53件となっています。これらの情報は、入学する小学校にも伝達し、個に応じた指導ができるように努めています。

また、きぼうの広場では、小学校入学後の児童の様子の見取りと学校への支援にも努めています。各小学校に指導課の担当指導主事とともにきぼうの広場のスタッフが訪問し、それまで

の情報や参観結果をもとに気になる子供たちについて学校と対応を協議しています。学校の担任の先生は毎年変わります。そのため、きぼうの広場が中心となって幼児期から義務教育9年間を見通した継続した指導が必要になってきます。

発達障害児への支援のニーズは年々ふえており、必要な人材確保や人材配置が課題ではありますが、不登校や発達障害児へのよりよい支援のために今後も充実できるよう努めてまいります。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、御答弁の中にもありましたけれども、発達障害児の支援へのニーズというのは年々高まっているというふうに言われております。私も同様に感じます。そこで、ここでも申し述べましたけれども、人材の確保、それから人員の配置、これをやはりきちんと行っていくことが牛久の中では、まず生まれたとき、そしてその後の1歳半健診、3歳健診、そうしたときから始まって、療育、そして幼保小連携ということ、それからのぞみ園の活動、そうしたことが教育センターきぼうの広場にもつながっているというふうには思っておりますけれども、こうしたそれぞれの施設の充実とともに、きぼうの広場でもその年齢に応じた子供への支援が必要というふうに思いますので、こうした人員の確保、配置に関しては、どのような課題があるというふうに市としては認識しているのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 発達障害児への支援のニーズは年々ふえており、今年度からは牛久一中の中にきぼうの広場の分室をつくっています。そこでは就学前の子供への発達検査や保護者の理解を深めるための相談を専門的な知識と経験のあるスタッフが行っています。

こうした専門的な知識や経験のある人材は少ない現状にあります。きぼうの広場のスタッフも資質を高めるために大学教授のスーパーバイザーからさらに指導を受けているといった現状です。

今後、コミュニティスクールの流れの中で、市民がスクールアシスタントとして、こうした発達障害の子供や保護者にかかわるためには、それなりの専門的な知識が必要になってきます。そこで、市民の皆様に障害児の行動特性を理解してもらったり、不登校で不安を持っている子供への教育相談的な対応の仕方とか、そういったものをさまざまな研修を通して資質を高めていただくということが必要で、そうしたものをすることで苦戦している子供たちへの支援が効果を発揮すると思っていますので、こうした市民の人材育成等、さまざまな体制づくりが今後必要になってくるのかなと考えています。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今、御答弁いただきましたけれども、まさに専門家、本当にスタッフ、

プロの専門家とともに市民の中でもそうした児童生徒への支援を願っている、私たち福祉のほうのボランティアの中でもそうした児童を温かく見守っていかうと思っている市民生活の中であかかわっている人たちもおります。そうした人も含めて、コミュニティスクールの中でも御検討いただくということでしたけれども、まさに地域ぐるみでこうした子供たちを支援していく体制というものが構築できるように、ぜひとも、ますます御支援をいただければというふうにお願いをしたいと思います。

それでは、最後に保護者・家庭とのかかわりについて伺います。

不登校となった子供への対応に関して、その保護者が役割を適切に果たせるよう、時期を逸することなく家庭への適切な働きかけや支援を行うことが重要で、学校と家庭、関係機関であるきぼうの広場の連携を図ることは不可欠であると考えます。その際、保護者との信頼関係を築くことを第一に考え、不登校の状況や対応、家庭の状況などに応じて適した訪問者が訪問活動を、家庭訪問を行う必要があると考えます。

現在、保護者、家庭とのかかわりはどのように行われているのか伺います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 発達障害や障害が疑われる児童や保護者への相談活動は、先ほど述べましたように、小学校就学前からきぼうの広場のスタッフによっても行われています。また、入学後も保護者からの相談を数多く受けています。不適応や不登校の問題における家庭との連携は、学校だけでなく、きぼうの広場を初め関係機関が協力して行うことが効果的です。

きぼうの広場では、発達障害を含めて不登校の相談が数多く寄せられます。家庭の状況に応じて、学校だけでなく、子ども家庭課や児童相談所など関係機関と連携を図りながらケース会議を開き対応している事例もあります。また、きぼうの広場のスタッフによる家庭訪問を実施する場合もあります。

今後も家庭や児童生徒の状況に応じたよりよい支援ができるように努めてまいりたいと思っています。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 以上、きぼうの広場の取り組みを伺ってまいりました。きぼうの広場の取り組み全体が一人一人の児童生徒に寄り添う姿勢を貫いていらっしゃることに心強く思いました。牛久市民の一人として、また障害をお持ちの多くの方々を知っている者の一人としては心強く思った次第です。

最近、新潟県で起きました東日本大震災によって福島県から避難されてきた児童の方に対するいじめで、担任教師の不適切な言動によって、さらに児童が傷ついて学校へ行けなくなった事例というものがテレビなどでの報道がされております。児童は学校には行きたいけれども、

先生の顔を見たくないというような話も聞いております。児童への適切なケアで登校できる日が来ることを願っておりますけれども、二度と、学校でこのようなことが起きないよう、牛久市でも同じように心していかなければならないというふうに思っております。

教育センターきぼうの広場の取り組みと同じように、学校現場でも児童生徒に寄り添う教育環境を整えられるよう確立されていくことを願いまして、これで一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（市川圭一君）以上で、須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時07分延会